

IX
太平洋戦争時代

配給制へ、国策酒販会社の創立

昭和一五年（一九四〇）には、自由主義的な政治経済の在り方を一切否定し、新体制としての大政翼賛会が生まれ、隣組を組織しての国民生活機構を組み立てた。軍人と官僚の独裁が始まり、国を挙げて戦争遂行の一点に、政治も経済も集中されてきたのである。「一億一心」「ぜいたくは敵」「欲しがりません勝つまでは」「不平をいうな、あなたの隣にスパイがいる」といった風な標語が相ついで発せられ、軍人と警察が町の中を横行した。国民は耳を蔽い、口をふさいで、耐乏生活に堪えていた。

そのような転換の中で、一六年八月二日、大蔵、農林両省の共同声明を以て、国策酒販会社の設立が発表されたのである。農村や生産工場や一般市民のところへはちっとも廻らないで、料理屋や縁故関係にばかり流れているような酒類販売の在り方は、もはや許し得ない。政府が介入する卸売会社をつくって、一切の集荷も配給もその手で行うということになったのであり、酒質のガタ落ちも、その手で防止しなければというのであった。

酒類配給機構整備に就て

大蔵農林両省共同発表

酒類生産の激減に伴う需給関係の逼迫と国民生活上に於ける酒類の必要性とに鑑み政府に於ては酒類の配給を適正且円滑ならしむる為従来種々の調整方法を講じ来たつたのであるが、今回更に配給機構に付て相当の整備を行うを必要と認め大蔵農林両省協議の上次の如き機構整備案を決定した。

一、今回の機構整備に当っては、先づ時局下に於ける生産力拡充事業等に従事する労務者、農山漁村民其の他一般家庭の消費する酒類に付其

の配給を確保すると共に料理店、飲食店等奢侈的性質を有する場所に於ける酒類の消費を出来る限り抑制するよう考慮して配給計画を樹立し、其の実行を確実且能率的ならしむることを根本方針として全国及道府県の販売統制会社を中心とする配給機構の整備を行い、同時に此の際現在に於ける当業者の利益を保持せしむることに努め機構整備に伴い生ずることあるべき不利益に対しては本機構の趣旨に照し出来る限り之を救済する方法を講ずることとした。

二、配給機構の概要を述べれば左の如くである。

(一)中央に全国販統制会社を、道府県に道府県販統制会社を設立すること、但し地方の事情に依り二以上の道府県を以て一会社を組織し若くは一道府県内に二以上の会社を設置するを妨げず、又は会社を設置せず他の機関を利用することあるべきこと。

全国販統制会社は全国に亘る酒類配給統制の計画及其の実行の任に当り、道府県販統制会社は道府県内に於ける酒類配給統制の計画及其の実行の任に当ること。

(二)現在の小売業者に付ては従来の業態を存続せしめ漸次合理的に其の整備を図らしむることとし、卸売業の中間業態は之を道府県販統制会社等に統合すること。

(三)全国販統制会社は酒類製造者の製造したる酒類を全部買受け道府県毎に酒類の一般家庭用及業務用別配給数量を割当てて之を道府県販

統制会社に売却することとし、道府県販統制会社より当該地域内の小売部門に配給すること。

小売部門に於ては一般家庭用酒は小売業者をして之を取扱はしめ、業務用酒は之と区別し小売業者を参加せしめたる別個の供給系統に依り其の配給を規正することとする。

(四)中央には大蔵次官を会長とし大蔵農林両省等の関係官を委員とする中央酒類配給協議会を設け道府県には地方長官を会長とし財務局及道府県庁関係官等を委員とする道府県酒類配給協議会を訪け配給統制の事務に参画せしむること。

三、而して今次の配給機構の整備は差当り先づ清酒、合成清酒及焼酎に付之が実現を図ることとした。

この構想にもとずいて、一六年八月二八日には、大急ぎで長野県酒類販売会社が創立された。資本金一五〇万円は取敢えず発起人が全額を負担し、国策会社のゆえに、役員は名古屋財務局長の指名を以て社長林七六（県酒聯会長）常務取締役藤井伊右衛門（生産者代表）百瀬経三（卸代表）取締役土田仁太平（卸）井出今朝平（生産）甘利栄太郎（卸）石田和七（同）野原文四郎（生産）亀井旭彦（同）小口伊蔵（卸）常任監査役福島幸重（生産）高橋金弥（卸）らが就任、即日発足したのである。出資は、県内において卸売の実績を有する製造者及び販売業者、県内において委託販売等の特殊取引事情にある製造者またはその団体のすべてに対し、それぞれ持分の実績石数に依り、一定の比率を設けて割当て、役員は生産、卸同数の六名ずつがえらばれ、六分の配当を約束した。

県酒販会社の本店は長野市妻科の県酒聯内に設け、税務署単位に支店をおき、次の陣容をととのえた。

県酒販本店 秘書課嘱託宮川真澄、総務部長大塚貞磨、庶務、經理課

業務部長塚田弥五郎、書記小出時春、海野直憲、高野金一郎

長宮尾和吉、主事岡田備吉、經理書記竹内三久、込川久雄、斉藤孝子、

長野支店 支店長藤井伊右衛門、主事花岡今朝男、書記園原新造、下

沢安忠

岩村田支店 支店長井出今朝平、支店長代理甘利栄太郎、主事土屋治三郎、書記甘利忠、中山国平、大塚鉄太郎

上田支店 支店長沓掛雄三、書記小林貞三、北沢島太郎、菊地林三

上諏訪支店 支店長林七六 支店長代理宮坂伊兵衛、主事畑関雄、茂

木芳太郎、進藤勝繁

伊那支店 支店長塩沢晋作、書記小笠原藤八、百瀬集一

飯田支店 支店長加藤平八、書記酒井武、高綱大三郎、書記牧野治部

木曾支店 支店長塚本長作、書記塚本源造
松本支店 支店長百瀬経三、主事降旗三重治、書記百瀬君一、猪股徳夫

大町支店 支店長福島幸重、書記飯島俊吉、清水俊夫、嘱託遠藤年長

中野支店 支店長山田荘左衛門、書記関武雄、水橋武夫、神田直人、

嘱託水野和市

一六年九月二四日には、上部機構としての大日本酒類販売株式会社も創立され、前東京財務局長深田養一が社長に就任、酒造組合と卸売業界代表が役員に参画して国策会社の陣容をととのえた。資本金一、〇〇〇万円は地方販売会社、生産者、卸業者、桶などの製造者、軍需酒の供給者、酒造組合中央会、日本合成酒組合、全国新式焼酎聯盟がそれぞれその資本金、取扱高に応じて出資したが、生産者の割当総額は五〇〇万円で、長野県酒聯は二万円を負担した。

中央会社が創立され、地方の酒販会社が出揃うと、十一月一日を期して一斉に開業、ここに、全国一本建ての卸売機関が成立し、それが大蔵省が君臨して、国家管理の体制が組立てられたのである。そして一カ月後、一月二八日には太平洋戦争に突入した。

酒販会社が発足すると、酒造家たちは清酒、合成酒、焼酎はすべてそこに出荷しなければならなくなり、出荷されたものについては、一般家庭用、業務用の二種類にわけて、全酒販が、道府県酒販への割当て計画を立てて売渡すのである。このほかに軍需用にまわされるものもあったが、勿論、これは陸海軍の命令に依る別扱いで、そのためには、個々の醸造家に対しては随時出荷量と出荷時期とを命令し得る権力が、酒造組合中央会長に与えられた。

各道府県会社に対する割当て量を定めるため、中央に大蔵次官を会長とする中央酒類配給協議会が設けられ、大蔵、農林両省の関係局長、大政翼賛会、生産者中央団体代表、全国ならびに地方酒販会社代表、小売業者中央団体代表らが参画した。中央からの割当てをうけた地方酒販が、県内での配給計画を立てるためには、知事を会長、財務局長を顧問とし、関係官庁と関係業者代表を以てする道府県酒類配給協議会がつけられた。

地方酒販は、配給協議会で決められた市町村別、或は業務用別配給量にしたがい、各地の支店を通じて末端に売り渡すのであるが、一八年五月になると、家庭用、業務用酒のほかにもう一つ、軍需工場に特別配給するための産業用酒が登場してきた。南方における戦局が次第に敗色をおび、国内の軍需生産に決戦的総蹶起を促さなければならなくなったとき、工員たちが「増産に追い立てるならば、給料よりも酒をよこせ」と訴え始めたからである。

隣組配給制と小売店の整備

国策卸売機関の酒販会社設立とともに、末端における小売段階にも、決定的な変貌がやってきた。一般市民用と接客業者の業務用と二種類にわけて卸す酒類の、末端における流通機構のあり方について、次のような指令が発せられた。

一、道府県販売会社は当地域内の小売業者に対し、一般用酒類の配給数量を割当て、これを小売業者に売却し、小売業者から直接消費者に配給せしめる。

一、業務用酒類は製造者、卸売業者、小売業者の如何を問わず、すべてその取扱いを停止し、出荷配達の実務を府県酒販会社の支店扱いに移す。業務用酒は一般用と区別して、小売業者を参加せしめた別箇の供給

系統により、これを接客業者に供給するが、その場合、製造者、卸売業者、小売業者はその実績を持ち寄りたる供給団体を設け、各自実績に応じ利潤の配分をうけるための利益共同計算機関とする。

一、接客業者への業務用酒の配給方法は前記、利益共同計算機関としての供給団体を経て、接客業者団体の発注せる伝票により、県酒販支店から接客業者またはその団体に配給する。

この指令に基づき、接客業者たちはそれぞれに、酒の一括配給をうけるための業務用酒酒販組合を結んだが、小売業者は最早や「店」ではなくて、中央酒販会社から末端消費者へとつながる機構の中の、一箇の「配給所」になってしまったのである。その配給所の在り

方について、一六年一月一五日、全国に先んじて長野県では次の統制規則を発令した。

長野県酒類配給統制規則左ノ通定ム

昭和十六年十二月十五日

長野県知事 鈴木 登

長野県酒類配給統制規則

第一条 本令ニ於テ酒類ト称スルハ一般家庭用清酒合成清配及焼酌ヲ謂フ

第二条 酒類小売業者ハ長野県酒類販売統制聯合会ノ統制ニ基キ各市町

村ニ酒類共同配給所(以下配給所ト称ス)ヲ設置スベシ

配給所ノ数ハ市ニアリテハ五ヶ所町村ニアリテハ一ヶ所トス 但シ土

地ノ事情ニ依リ其ノ数ヲ増シ又ハ支所ヲ設置スルコトヲ妨ゲズ

長野県酒類販売統制聯合会ハ前項ノ統制ニ付予メ知事並ニ稅務署長ノ

承認ヲ經ベシ

第三条 長野県酒類販売株式会社ハ各月郡市別酒類配給計画ヲ樹立ノ上

前月十日迄ニ知事ニ同会社支店ハ各月市町村別配給計画ヲ樹立ノ上

月二十日迄ニ知事並ニ經濟部出張所長ニ報告スベシ

經濟部出張所長ハ前項ノ配給計画ニ基キ管内市町村長ニ対シ前月二十

五日迄ニ酒類割当量ヲ通知スベシ

第四条 前条ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ遅滞ナク消費実績調査ノ上第

一号様式ニ依ル配給票ヲ作成シ之ヲ管内各隣組長ニ交付スベシ 但シ

割当総数量中ノ一割以内ヲ冠婚用等トシ保留スルモノトス

冠婚用等酒類ニ余剩ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌月ニ繰越シ其ノ割当分ニ

合シテ配給スルヲ妨ゲズ、市町村長本条ノ割当ヲ為スニ当リテハ予メ

市町村常会ニ諮問スベシ

第五条 配給票ノ交付ヲ受ケタル隣組長ハ直ニ之ヲ隣組員ニ割当テ配給

票該当欄ニ夫々ノ氏名及割当数量ヲ記入スベシ

第六条 冠婚用等トシテ酒類ヲ必要トスル者ハ第二号様式ニ依リ配給申

請書ヲ作成シ隣組長經由ノ上之ヲ市町村長ニ提出スベシ

市町村長ハ前項ノ申請ニ基キテ第三号様式ニ依ル配給票ヲ交付スルモ

ノトス 但シ其ノ配給量ハ三升ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七条 配給所ハ第五条及前条ノ配給票所持者ニ非ザレバ酒類ノ販売ヲ

為スコトヲ得ズ、且其ノ販売数量ハ配給票ニ記入セラレタル量ヲ超ユ

ルコトヲ得ザルモノトス

前項ニ依リ酒類ヲ買受ケタル者ハ配給票該当欄ニ月日ヲ記入シ認印ヲ

捺捺スベシ

第八条 配給票ノ有効期間ハ発行当月ニ限ルモノトス、使用又ハ有効期

間ヲ終リタル配給票ハ之ヲ隣組長ニ於テ取纏メ市町村長ニ提出スベシ

第九条 酒類ヲ買受ケタル者ハ之ヲ業務ノ為ニ酒類ヲ使用スル者ニ醸渡

スルコトヲ得ズ、業務ノ為メニ酒類ヲ使用スル者ハ一般家庭用ニ割当

テラレタル酒類ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第十条 第七条第一項及第九条ニ違反シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ

拘留若ハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一号様式

(表)

一般家庭用酒類配給票		配給所		共同配給所	
区	隣組	割当量	升	合	
組員氏名	割当量	購入年月日	升	合	
	升	昭和年月日			
昭和年月日					
市町村長 函					

注意

- 一、本票ノ交付ヲ受ケタル隣組長ハ隣組常会ニ諮リタル上各組員ノ割当ヲ決定シ該当欄ニ夫々記入ノコト
- 二、酒類ヲ購入セントスル者ハ本票ヲ指定共同配給所ニ提示シ、購入シタルトキハ其ノ年月日ヲ記入シテ認印ヲ押捺スルコト
- 三、本票ノ使用、又ハ有効期間(発行当月)ヲ終リタルトキハ隣組長ヨリ市町村長ニ提出スルコト

第二号様式

酒類特別配給申請書

- 一、数量 升
- 二、用途

右特別配給相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

申請人 氏

名印

右隣組長

氏 名印

市町村長殿

第三号様式

第 号	酒類特別配給票
受配者	氏 名 区 隣組
種類数量	清成酒 合 升 焼酎 合 升
配給所名	
購入年月日	昭和 年 月 日 印
認印	
発行年月日	昭和 年 月 日
市町村長 函	

●注意

- 一、酒類ヲ購入セントスルトキハ本票ヲ配給所ニ提示シ、購入シタルトキハ其ノ年月日ヲ記入シ認印ヲ押捺シテ隣組長ニ返還スルコト
- 二、隣組長ハ返還セラレタ配給票ヲ取纏メ市町村ニ提出スルコト

裏

表

かくて、他の多くの物資と同じように、酒もまた隣組を通じての配給切符制となり、小売業者たちは適宜に集まって共同配給所をつくるか、然らざれば、転廃業にむかうよりほか無くなったのである。既に、中小企業の整備令が出て、整理統合が着々と進められている時でもあったし、よしんば看板は下げている、売るべき酒が少しも醸造元から廻されてこないため、さながら開店休業の日が続いている時勢にもなっていたから、共同配給所への転換も比較的容易ではあったが、しかし、誰れでもが、そう簡単に家業を捨て得るものではなかった。

市部でも五カ所、町村ならば一、二カ所の共同配給所を誰れに指定するか、即ち誰れの店を整理するかについては、初め、小売業者組合の自主にまかせて進めさせたが、結局は、同病相あわれむ、同業間において処置のできる問題ではなく、地区税務署長への一任となった。一例を松本税務署の文書に見よう。

昭和十七年二月三日

松本税務署長

合名会科亀田屋酒造店殿

さきに御一任にかかる酒類配給所に貴殿を指定いたし候については、

貴市町村長及び貴市町村における他の酒類配給指定者と円満なる提携のもとに、他より非難をうけることなく最も公平に配給事務を執行し、他業界の模範となるよう御留意相成り度し。右通牒候也

この配給所の指定によって、それに漏れたものは、当然販売権を喪失したのであり、ここに、小売面における業者の整理と配給機構の組立てが完了した。相当な販売実績を持ち、家業の継続を悲願しながらも、日頃、税務署の心証を害していたため、指定漏れの運命をになわなければならない業者も少くなかったであろう。この整備によって、昭和一四年頃には九、〇〇〇前後を数えていた県下の販売業者が、ほぼ三分の一に減少した。三年足らずの間に六〇〇の軒もが、自発的に、或は指令によって転廃業していったのであり、戦争のみじめさを物語っている。

酒類配給所要綱(昭和十七年二月) 松本税務署長

一、酒類配給所(権利ヲ買ッテ市町村ニ於ケル配給所トナッタ者)ニ当

ツタ者ハ誠実且公平ニ配給事務ヲ処理シ、他ノ非難等受ケザル様誓約
サレ度

一、二月一日以降ニ於ケル酒類ノ配給ハ市町村長ノ切符ヲ隣組ニ交付シ之ト引換ニ酒類配給所ニ於テ酒類ヲ引渡スコト。

一、業務用酒(接客業者ニ配給スル酒類)ハ酒類配給所デ取扱ヒマセン。

一、一般家庭用酒ハ役場等ニ留保セズ全部割当テテ載キタイ。尚役場ガ酒類ヲ留保シテ之ヲ適當ノ方面ニ配給スルノハ酒税法ニヨル酒類販売免許ヲ要シマスカラ絶体ニ出来マセン。

冠婚葬祭用酒ハ別途ニ従来通り配給致シマスカラ、之モ従来通りノ方法ニ依リ切符ヲ役場ニ於テ交付シ、酒類配給所ヨリ酒類ヲ受取ルコト。

一〇数軒の隣組に一升とか、二升とかの酒や焼酎の配給切符が役場から割当てられてくると、そのたびに常会がひらかれて、不公平のないようにクジをひいて、貰うのだが、当った人でもたいていは一、二合に過ぎないものであり、好きな人はそれを貰って、喜々として配給所へ出かけるのである。処方箋のアルコールを閾値で求めて、水を割り、砂糖や醤油を注ぎ込んでまで、飲みたがっていた左党の人たちには、一合二合の酒のクジはずれにも腹が立つのであった。

酒を飲まない隣人の中には、当ったクジを好きな人に廻し、そのかわり、その人に砂糖のクジでも当ったときには、ひとさじ分けて貰うというようなほほえましい情景もあったが、反面、当ったものなら何んでも取らなければ損だとはばかり、飲めない酒や煙草をのみ覚えるというような、微苦笑の情景も見かけられたものである。

合成酒、リンゴ酒、旦那の芋作り

一、各市町村毎ノ割当数量其ノ他ノ件ニ就テハ警察署、県経済部出張所等ト連絡ヲ保チ公平ナル配給ニ付御援助ヲ願フコトニナツテキル。

一、各市町村ニ於ケル毎月ノ酒類配給事務ニ関シテハ市町村長ガ最モ責任アル地位アル訳デスカラ各酒類配給所ハヨク役場当局ト連絡ヲ保チ市町村酒類配給懇談会(仮称)ヲ設置スル等円満ナル配給ヲ執行サレ度。

一、酒類ノ配給ニ関シテハ酒類配給所間ハ勿論一般消費者ニ対シテモ親切ヲ旨トシ、必要ナル方面ニ重点ヲ置キ、偏在等ヲ起サズ、配給事務ニ関シテ出来ル限り一般ノ便益ヲ図ラルル様協力セラレタシ。

太平洋戦下、清酒がほとんど無くなつてくると、粕取り焼酎、芋焼酎、濁酒など古来のものは勿論、ヒエ、キビ、コーリヤン、トウ

上等合成酒の仕込歩合
(16年7月5日、中央会通信)

原料	30%	5,600合
焼酎		1,000
酒母		23,000双
糖	75%	2,400cc
酸		40双
塩		100
石灰		30
加里		20
土		10
灰		15
水		5,000
計		3,000合
		10,000

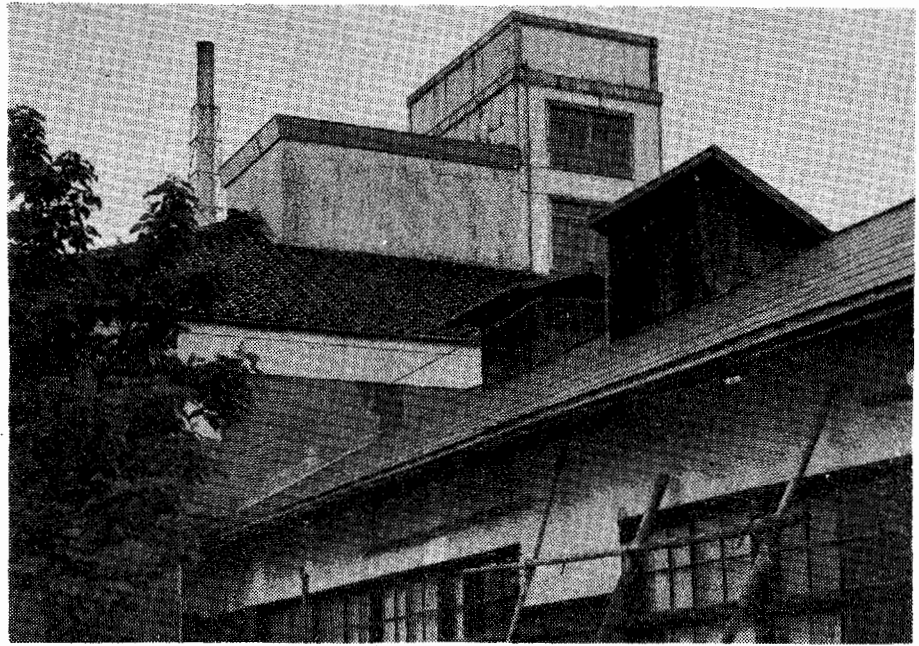
モロコシ、ドングリ、トチの実などあらゆる澱粉質を工夫しての「酒らしいもの」が、どこからともなく現れ始めてきたが、ことに合成酒やリンゴ酒はかなり良いものが造られて、時には、隣組を通じて配給された。

合成酒は、大正八年に米に依存しない酒として鈴木梅太郎博士が製造に成功し、既に戦前から「理研酒」と呼ばれるものが売り出され、まだ酒税法上の酒としては認められていなかったけれども、市民には馴染みを持たれていた。それが、税法上の酒としても認められるようになり、多くの清酒醸造家たちが取入れ始めたのである。先駆的な連中は、昭和一四年に、酒の生産統制が急激にきびしくなり、原料米の前途が暗くなり出したとき、早くも、米を使わない酒造りへの必然性を見透して、蒸溜塔の設置にかかった。

たとえば、長野の藤井益二は、まだ合成酒醸造の免許下付が非常にむづかしかった一四年頃、八方工作してその試醸免許をとることに成功し、一六年には、もはや一千石くらいを造るようになっていた。更級の中島政太が、大阪大学醸造科で酸糖化研究を続けていた長男文雄を呼びよせて、合成酒造りの設備を工夫したのもその頃である。伊那酒造組合でも、漆戸周平の蔵に委託して試醸を始めていた。そのような動きの中で、太平洋戦争突入の前後には、政府が、本格的に合成酒づくりを呼びかけるようになり、それに呼応して酒造組合中央会が系統機構への奨励に乗り出すと、長野県酒聯では一七年九月、組合長と企画委員の合同会議を召集し、県酒聯が経営主体となって、県内南北信の二カ所で大がかりな企業化を計画、岡崎末二、中島政太、福島幸重、土橋四郎らを専門委員にあげて発足した。

しかし、その頃は、既に戦局甚だ苛烈になっており、すべての資材が窮乏を告げていたため、南北信に合成酒工場を建設しようとする、この計画は当局の認めるところとならなかった。そこで県酒聯は、各単組をそれぞれのブロックとして、そこに適当な蔵を委託し、製成合成酒一石につき五〇銭ずつの負担金を県酒聯に納め、その源資を以て、県酒聯が原材料を斡旋し、販売を統括する計画に切りかえた。この計画を実現するために、北安曇や中信酒造組合では、別動体としての合成酒協同組合を設けたりした。

こうして合成酒づくりに乗り出し、或る程度の製成は見たのであったが、結論的には、思うような成果をおさめることはできなかった。可成りな生産を見たものでも、容易に採算点に漕ぎつけることができなかったし、蒸溜塔の設備投資がかさむ上に、原材料の配給



16年頃の合成酒造りの蒸溜塔（北信にて）

手当てが極端に不安定だったからである。それに、合成酒造りは兎角工場内を汚し、雑菌が生じて、本来の清酒造りが心配になったからでもあった。

佐久組合の場合のように、新しい技術の理解と企業の近代性を必要とする合成酒造りは、老人連中では出来ない、若い感覚が望ましいということ、黒沢太郎や佐々木尚らを中心とし、木内の蔵を借りて着手したけれども、間もなく、黒沢、佐々木ともに戦線へ召集されてしまったため、事業中絶の止むなきに至り、一切を原四郎に引継いでもらわなければならなかった（荻原直方氏談）というような例もあって、国策としての合成酒造りへの道は難航した。各ブロックとも、おおかたは、国策遂行の名のもとに、組合幹部や大手メーカーが、犠牲的にそれを持続したに止まり、或る程度の採算点を実現するためには、なお終戦後までの努力を傾けなければならなかった。

△昭和一七年九月酒造通信▽ 前年は酒の原料米を五〇万石減らして、

その代りに甘藷を供給するから、それで合成酒を造って、清酒の減石をカバーせよとの御命令であった。つまり原料は米と甘藷を置換えるが、酒の絶対量は変わらないようにするということであった。我々は当初からこの計画を危うんだ。減ずる米の五十万石は清酒にすると七十万石近い減量である

るのに、貰う甘藷は二十度の合成清酒にしての五十万石分だったので、既に初めから、天引二十万石足らずの喰違いである。その上、設備不充分などで三十万石以上の狂いを生ずると予言した。果せる哉、甘藷の入手はいよいよよとなる、作柄の見込違いで三割六分減ぜられる。平年分の生産に充てていた雑材料が手廻らぬ、麩がない、燃料の石炭が出廻らぬ、配合資材の酸類が不足だ、何だかだと支障が続出して、当初計画の見込高八十万石と誇称したものが、実際は三十八万石内外という大番狂わせである。

合成酒の場合だけではない。何にもかもが、番狂わせばかりの命令であり、中味の伴わない懸け声ばかりの政治であった。こうして、当時は、国民が全く知らされない裏側で、最も大きな、取りかえしのつかない大番狂わせの敗戦へと歩いていたのである。

一方で、合成酒造りの国策が打出されている頃、一方では、リンゴ酒の開発に懸命な努力を傾けている人びとがあった。北信濃のリンゴ地帯でのリンゴ酒造りは、上水内郡鳥居村の酒造家高津正雄を訪れた権威浅井勇宣博士が、それを勧奨したところから始まった。青森あたりでも、既にリンゴ酒が造られ出していたが、そこでの造り方は、アルコール八度ぐらい、リンゴ酒は飽くまでもリンゴ酒としての意義において造られていたのに対し、長野県醸造試験場と、その指導をうける高津らの地方酒造家たちは、むしろ酒の代用品としての考え方に立ち、したがってアルコール一〇度を目標とし、その開発に成功したのであった。

かくて、県下では高津産業、池田醸造（北安会染）柄沢ゆう（上水神郷）上田酒造組合、藤井伊右衛門、寿商会（上水神郷）市村郁夫（上高小布施）などが優れたものを造り始めたが、一八年一二月、葡萄酒及びリンゴ酒の日本果実酒々造組合中部支部が結成されたときには、本県においてその結成大会が行われ、郡山知事が次のような祝辞を述べたほどである。

△郡山長野県知事祝辞▽ 本日茲に日本果実酒造組合中部支部の結成式を挙行せらるるに当り、一言御祝辞を申述べたいと存じます。早くも米英に対する宣戦の大詔を拝しましてよりここに満二ケ年、今や皇威六合にあまねく大東亜新秩序の建設日を逐うて進みつつありますことは、御稜威の下皇軍将士の力戦奮闘の賜にしてまことに感激に堪えないところであります。然しながら現下の戦局はいよいよ緊迫苛烈を極め前途は真に多事多難であります。而してこの熾烈なる戦局を打破するは一に戦力増強にあるのであります。第一線将兵の労苦は申すまでもありませんが、軍需生産に食糧の増産に、また国土防衛にそれぞれ挺身致しております銃後の戦士に対しても誠に感謝に堪えないのであります。

これら銃後の戦士に対しまして政府は種々なる方途を講ぜられ、中にも酒類の特配により一段とその士気の昂揚に資せられ、これがためには随時その必要に応じ増配をなすとともに、特に一般より低廉なる価格を以て特配せられ居るのであります。益々その需要を要求せらるるに反し主要食糧の確保上、清酒等の醸造が減少せらるるのは又止むを得ない処であります。この状勢のもとに近時清酒類に替り果実酒の需要は著しく増大し参ったのであります。しかもこの果実酒の内には特に軍において要求せられておるものも相当量に上り、今後益々これが需要は増大せらるるものと存するのであります。幸に本県はその主原料たる果実につきましましては全国



上田組合が設けた蒸溜塔（煙突の下の四角な塔）

でも有数の生産県として既に定評のあるところでありまして、今後いよいよその要求も増大するものと存するのであります。

このときに当り、さきに全国を一丸とした組合が結成せられ、本日またここに中部支部の結成を見ましたことは誠に意義あることと申さねばならぬのであります。宣しく組合員諸君は時局を認識せられ、益々その使命達成に邁進せられん事を切望して止まぬ次第であります。

岡崎末二らを中心にした上田酒造組合は、合成酒やリンゴ酒の開発に大きく力を注いだ組合の一つであったが、今も忘れられない思出を持っている。合成酒国策が打出されて、「それぞれに荒蕪地を開墾し、そこでの澱分が穫れるならば、それを以て自由に合成酒を造ってよろしい」という指令が出たとき、上田組合では、組合員の出資による菅平拓植組合を興し、その高原に坪当り二〇銭で三町歩余の土地を買いこんだ。酒一升一円の頃である。造り酒屋の旦那衆が指揮に当り、番頭も家族も総動員で登山し、菊芋作りの鍬をふるったのであった。

△滝沢市治、和田晋、宮入正躬氏談▽ 菅平でつくった菊芋をおろしてきて、坂城の杓掛雄三さんの蔵に委託し、一時、かなりな合成酒を造ったが、終戦間ぎわには海軍のアルコール造りを命ぜられた。菅平の開墾地は終戦後の農地解放で、今日ならば何億円という価値のものを坪当り一円三〇銭で取りあげられてしまった。しかし、その時の合成酒造りのあとをうけて、二一年には上田合成酒々造組合を設立、合成酒と果実酒の免許をうけ、二四年には上田酒類工業組合と改称、合成酒がぼつぼつ人気を失った二五年には焼酎の免許を取り、二六年には資本金八八〇万円の株式会社を切り替え、翌年更に花雫と改称して、こんにちでも組合員の事業として行い、合成酒時代の思出をつないでいる。

燃料来らず、石炭山を掘る

昭和十七年頃は、バスもトラックも、もうもうと煙をあげながら、木炭を焚いて走っており、軍用の燃料さえ底をつき始めていた。当然、酒蔵の燃料もなくなってしまう。或る業者は自分の山を伐り、或る者は闇取引の薪炭を工面したけれども、しょせん間に合うものではない。

そのとき、長野県酒聯に一つの情報が入ってきた。灘地方ではお手のものの酒を石炭山に贈り、その見返りに石炭山を手に入れたというのである。この報を入れると、県酒聯では直ちに役員会を召集し、和田芳郎、黒沢太郎、宮坂勝、笹井徳三らの専門委員をあげて、石炭山を何とか入手するための研究調査にとりかかった結果、福島県下の綴にある三輪炭山を買いとることに成功した。このことの陰に和田の非常な努力のあったことは、今でもなお業界の語り草になっているほどである。当時三輪炭山は、政府から月間三〇〇トンの生産命令をうけていたが、長野県酒聯がそれを経営することに依り、三〇〇トン以上の生産をあげ得るならば、増産分を自由に処理することを許すというのであった。

この買収に成功すると、増産のための抗夫動員や輸送についての一切は、地元の業者に請負させた。しかし、鉾山などには全く経験のない酒屋の旦那衆が、鉾脈を確認したり、出炭量を充分に把握して、間違いのない取引をおこなっていくことは、なかなか容易なことではなかったため、それらの実務は、すべて県酒聯の顧問弁護士矢島武に依頼した。

△矢島弁護士談▽ 父が鉾山に関係していたので、私も中学校時代から時々山に入って研究はしていたが、それは銅山であり、石炭については私も知識がなかった。しかし、友人の和田義郎君が、われわれの手だけでは鉾山師との交渉など不安でしょうがないから、ぜひ協力して欲しいとのことで、幾たびか専門委員と一緒に出かけ、三井の応援も得たりして山を確かめた。毎月二回ずつ行っ

ては、出炭量を確認し、賃銀などの精算をしたが、みんな随分苦勞をした。こちらには幾らでも酒があるので、それを持って行って抗夫を激ますのだが、酒はあっても副食物はもはや殆んどないため、酒ばかりガブガブ飲んでいた。一年半ほどの間、多少の石炭を送りこんできたが、十九年には軍の買上げになってしまったため、中止せざるを得なくなった。われわれが坑に入っていろいろ調べたりしていると、素人と見て、おどかさすわけでもあるまいが、時々ダイナマイトを爆発させては、いい加減にしろという風な様子もあって、委員たちは大いに苦勞をしなければならなかった。

命令生産へ、蔵びとも公務員に

昭和一七年一二月一五日、天皇陛下が全国産業経済団体の全代表を一堂に集めて、前例のない拝謁を賜り、総理大臣東条英機が、一同に「米英撃滅のための職域報国」を誓わしめた。四カ月の中には連合艦隊司令長官山本五十六が敵機の襲撃で戦死し、ガダルカナルの敗退が余議なくされ、アッツ島の陸軍守備隊二、〇〇〇余人が全員玉碎するという戦局の中においての誓いであった。

宣誓 畏くも米英撃滅の大詔を拝してここに一年、御稜威の下皇軍将士の勇戦奮斗に依り肇国の大理想達成の礎石成り、皇威いよいよ八紘に洽し。然りと雖も敵はなお反抗を企て戦力の補強に汲々たり。皇国の経済力を最高度に発揮し、以て大東亜戦争の完遂を期するは我ら産業経済界に職を奉ずるもの重大なる責務にして、日夜その足らざるを惧るるところ、恭くも本日拝謁の栄を賜う。聖慮の程唯々恐懼感激に堪えず。ここに相会するもの一同鴻大なる君恩に報い奉らんため、政府の指導激励の下にいよいよ戦意を熾烈にして、職域奉公の誠をつくし、以て戦力を増強し、断乎として終局の勝利に邁進せんことを期す。右宣言す。

昭和十七年十二月十五日 拝謁の光栄に浴したる産業経済関係者一同

○

宣誓 去る十二月二十六日、酒造組合中央会、全国聯合会会長会議において、一同が宣誓したる所信を遵守し、全力を戦争遂行の一点に集中し、以て酒造報国の誠をつくさんことを期す。

昭和十七年十二月二十九日

長野県酒造組合聯合会

かくて、翌一八年には酒造組合法が全面的に改正され、文字通り軍隊的の組織となつて、酒造組合中央会長に独裁的な、すべての命令権が与えられた。勿論、うしろ側で軍と官僚が一切を指示していたのである。この主旨伝達の全国酒造組合法会議の席上、中央会長伊藤保平は「今や、酒造家も蔵びとも販売者も、戦争遂行のための機構の中に組み込まれた一箇の公務員と心得なければならない。そこには営利もなければ、組合運営の多数決もない。ただ国家の命令に従うだけである」と、次のように挨拶した。

△伊藤会長の挨拶▽ 組合法の躍進的改正は、画期的な大改正でありまして、明治三十八年以來の酒造組合法が、酒造組合と酒販組合と生販二部門を包摂した酒類業団体法となつたのであります。改正後の組合は国家の代行機関たるべき性格を多分に帯びておりまして、即ち組合の目的に致しまして、従来は「組合員ノ協力一致、其ノ業ノ改良発達、営業上ノ弊害矯正、信用保持」等専ら組合の利益本位であり、自由主義経済的であつたものが、新団体法では「其ノ業ノ整備発達、統制運営、国策遂行へノ協力」となつており、又組合事業に於ても、統制指導を第一義とし、共同施設、生産検査、調査研究、酒税保全上の補助等、統制会的性格の上に、経済行為をも認められ、これまでの統制が組合の決議を前提する自治的のものであつたのが、今回は統制規程を設けて計画的必然的に運営することを強制せられ、更に中央会の統制力が一段と拡大強化せられ、會員たる聯合会のみならず、其の聯合会を超えて単位組合と其の組合員の基底部門にまでも、統制が及ぶことに改正されたのであります。

組合の役員に關しまして、其の権限の拡充と共に、選任の方法、銜衡の理念も、従来とは全く一変して居ることを留意せねばなりません。即ち理事は会務を分掌する執行機関で決議機関ではない。従つて並び大名的な旧套は一扫して、新機構の下に強化された統制運営の事務を自らも分掌執務し、以て会長又は理事長を輔佐するの任に適する者を挙げねばなりません。また従来の多数決制より統裁制に移した点が多くなり、多頭自治より寡頭独裁になりましたので、新に会長又は理事長たる者は、申すまでもなく、公正無私、常に陣頭に立つて指揮統率に任じ、国策への協力を第一とし、其の国策の線に沿う限りに於ての組合の利益増進を企図すべきであります。従来の役員は企業経営、製造販売の商行為をやりながら、組合の世話をした程度で事無く済んだのであります。が、こ

れからは公共的任務が重くなり、且つ国家的性格が強くなり、権限も増強されることになるので、組合統制国策遂行の線に沿うて指導経営し、国家統制の一翼を担う公共機関として御奉公する心構えと操守が肝要で、この点に関し一段の自覚信念と高朗なる行蔵を堅持せねば役目が勤まらぬものと思えます。組合役員は実質では官公吏と変らないのでありますから、官公吏に準ずる公務員であると思えば間違いはない。或る学者は民吏とか統吏とか称すべきであるとしておるのも、蓋しここにあると思われれます。

酒造組合法の改正とともに酒類団体法も制定され、合成清酒組合、麦酒組合、雑果実酒組合がそれぞれに独立し、販売業者の酒販組合も設立された。税務署単位から府県聯へ、そして中央会へとつながる各系統組合の理事長は、それぞれに中央会長の指示にしたがい、組合員に対して販売の開始、廃止、休止、譲渡、譲受、委託経営、共同経営などを一切命令しなければならなくなったのであり、組合の幹部たちは、カーキ色の国民服をまとって陣頭に立った。

確かに今までの在り方も、既に官僚統制であり、生産制限も原料米の配給量によって遂行されてきたのであるが、そこには、まだ営業利潤を多少なりとも主張し得る道が開かれていたし、個々業者への原料米配給にも組合内自主が許されていた。しかし、今は全く利潤観念の完全な払拭が迫られ、直接、個々の業者に対して「本年度、お前は何割精白を以て何石の酒を造れ」の国家命令が発せられることになったのである。軍人と官僚は「計画生産」の美名を用いたが、根本的に自由主義経済の在り方は全く否定し去られた。

当時、県酒聯の役員は会長井出今朝平、副会長亀井旭彦、和田芳郎、顧問藤井伊右衛門、野原文四郎、林七六、理事荻原文次、岡崎末二、山田荘左衛門、福島幸重、宮坂泰明、関川寛治、監事川合新助、宮沢要次郎、参事宮川真澄らによって運営されていたが、直ちに独裁的統制規程をつくり上げ、個々業者への生産命令（下伊那酒造新町蔵の例）伝達の業務を始めた。

昭和二十年一月十二日

付左ニ依ラルベキコトヲ指示ス

長野県酒造組合聯合会会長 井出今朝平

但シ製造ノ状況ニ依リ目標石数ノ百分ノ五ヲ超ユル増減ヲ為サントスル

下伊那酒造株式会社新町蔵殿

トキハ会長ノ承認ヲ受ケラルベシ

第一級清酒計画生産指示書

記

酒造組合中央会統制規程第三条ノ指示ニ基キ当会統制規程ノ第三条ノ

一、製造スベキ清酒ノ等級 第一級

規程ニ依リ貴製造場ニ於ケル昭和十九酒造年度第一級清酒ノ計画生産ニ

二、製品ノ販売規格目標 アルコール分十六度以上、原エキス分三十

度以上、官能審査別 優

昭和二十年 月 日

住 所

三、製造目標石数(検定石数) 百石

四、原料米搗精歩合

最高二割五分標準平均一割八分 以上

氏名又ハ名称

右ノ通計画生産スベキ旨御指示有之正ニ御請候也

長野県酒造組合聯合会会長殿

県酒聯、戦域タイで酒造り

昭和一四年、諏訪の宮坂高明はいち早く北支の張河口に進出し、現地での酒造りを始め、注目を浴びていたが、一七年、日本軍の南方進撃が展開され、大東亜共栄圏経済政策が打出されると、県酒聯を動かして、県内業者に依る南方戦域での清酒造りを提唱した。

そして、その目論見は急速に進められ、七月二七日には、大急ぎで役員ならびに企画委員会を召集し、直ちに「聯合会の事業として推し進めること、軍部との交渉に入ることに、賛成者の出資基準は基本石数一石につき二円とすること」などを決議した。

請願書

長野県酒造組合聯合会

候也。

右は南方共栄圏において清酒ならびにその他酒類の製造をなし、新占

昭和十七年九月十日

領地域における軍需酒の御要求を充たし、以て戦域奉公の誠をつくした

長野酒造組合聯合会代表者 林

七 六

く、就ては御指導にしたがい、万難を排し、軍の御方針に副うべく誠意

陸軍大臣東条英機閣下

努力いたす覚悟に御座候間、格別の御詮議を以て御許可賜りたく奉願上

その頃、陸軍糧秣廠長は小県出身の清水菊三中将であったため、種々の便宜が与えられ、ちょうど昭南島において合成酒を造るべく、冷凍と製氷装置を有する倉庫が確保してあるので、それを提供しようということになった。かくて、県酒聯では、別動体としての

大東亜醸造組合、組合別出資額

組合名	昭和16年度 基本石数	基本石数に 乗じたる金額
佐久田	24,235	23,235円
上田	9,637	9,637
北信	12,948	12,948
高水	10,044	10,044
北安	6,272	6,272
中安信	17,048	17,048
西筑	2,384	2,384
諏訪	18,440	18,440
上伊那	9,421	9,421
下伊那	14,550	14,550
計	124,978	124,978

「大東亜醸造組合」を結成、その手によって、直ちに海外酒造を実施すべく、一八年七月一二日には創立総会をひらいて、いっさいの準備をととのえた。

第八条 組合員ハ第二条所定ノ資格ヲ失ヒタル場合ノ外脱退スルコトヲ得ズ

企業整備ニ依リ酒造業ヲ廃スルニ至リタル者ハ第二条ノ規定ニ拘ラズ組合員タルノ資格ヲ失ハズ

本組合員死亡シタル時ハ家督相続人其ノ権利義務ヲ継承ス

第九条 本組合ノ出資総額ハ金五十万円トシ第一回ノ払込金額ヲ金十二万五千円トス

第十条 出資ノ払込ミヲ怠リタルトキハ其ノ払込ムベキ額ニ対シ期日ノ翌日ヨリ百円ニ付キ一日四銭ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徴ス

第十一条 組合規約又ハ法定ノ事由ニ依リ中途脱退ヲナスニ至リタル者ニ対スル払戻金ノ額ハ理事会ニ於テ之ヲ決ス

第十二条 本組合ノ存続期間ハ昭和十八年七月十二日ヨリ十ヶ年間トス

第十三条 組合員ハ本組合ニ対シ左ノ権利義務ヲ有ス

一、組合規約及決議ヲ遵守スルコト

二、出資ノ払込ミヲ為スコト

三、出資額ニ応ジ利益金ノ分配ヲ受ケ又ハ損失分担スルコト

第十四条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一名 専務理事 一名

常務理事 四名以内 理事 八名以内

監事 二名

技師 若干名 書記 若干名

理事長ハ長野県酒造組合聯合会長ヲ以テ之ニ充ツ

理事ハ酒類製造業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ理事長

大東亜醸造組合規約

第一条 本組合ハ大東亜醸造組合ト称ス

第二条 本組合ハ長野県内ニ於テ清酒ノ製造ヲ業トスル者及之ニ関係アル者ヲ以テ組織ス

第三条 本組合ハ国策完遂ノ一翼トシテ清酒製造技術ニヨル職域奉公ヲ

以テ目的トシ之ガタメ軍指定ノ場所ニ於テ清酒製造事業ニ参画ス

第四条 本組合ノ事務所ヲ長野市妻科町長野県酒造組合聯合会内ニ之ヲ

置ク

第五条 第二条所定ノ資格ヲ有スル者ハ本組合ノ承諾ヲ得テ組合員トナルコトヲ得

第六条 本組合ニ加入セントスル者ハ住所氏名及其ノ引受ケントスル出

資額ヲ記載シタル加入申込書ヲ所属組合理事長ヲ經テ本組合ニ差

出スベシ

前項ノ申込アリタルトキ本組合ハ役員会ニ諮リ其ノ諾否ヲ決定ス

第七条 本組合加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知シ出資

ノ払込ヲナサシメタル後組合員名簿ニ登録ス

之ヲ選任ス

監事ハ総会ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

技師書記ハ理事長之ヲ任免ス

組合役員 理事長井出今朝平（県酒聯会長）専務理事井出一太郎 常

務理事亀井旭彦 同和田義郎 宮坂泰明 市村郁夫 理事岡崎未二 福島幸重 土橋四郎 宮沢要次郎 関川寛治 川合勘助 西沢善助 平林達朗 監事荻原文次 山田荘左エ門 顧問中野藤太郎（長野税務署長）三井毅（醸造試験場長）木瀬与六（県技師）林七六 藤井伊右衛門

現地へは、年俸一万円井出一太郎、同西沢善助、八千円平林達朗の三役員を派遣することとなり、この設営隊は一八年七月二一日、長野駅を出発したが、機密の漏洩をおそれて壮行会は開かず、更級の八幡神社に祈願祭を行うだけという、緊迫した時局の中の出発であった。器具機械は別送とし、一行は呼子笛、細引、万能ナイフ、軍手、懐中電灯、水筒などの七つ道具だけを身につけていた。海上には敵の潜水艦が頻りに出没し、命がけの渡航であったが、果して台湾沖でやられてしまった。機雷をうけて本船沈没、同じ船に積んでいた器具機械は一切失われたが、幸い一行三人は無事であった。その時の模様について、井出一太郎は次のように県酒聯へ報告した。

八月五日 鹿兒島発。

泉に静養。

七日 那覇寄航

十六日 台中に赴き専売支局工場長鈴木一夫技師を訪問、遇々種麴、

九日 朝遭難、機雷命中、本船沈没、救助をうけ同日午後基隆入港。

酵母、孔麦等の分譲を得たれば、現地へ急行と方針変更。

幸い一行三名微傷だけに負わず、但し携行品一切喪失、十四日まで禁足を

受く。

十一日 陸軍省宛事情具陳、指示を仰ぐも返なく、今は帰還の上再挙

行空便を交渉中。然しながら相当困難の見込み、その際は一応帰国す。

をはかることに決意。

右様の次第にて灼熱の船艙生活十五日、しかもその拳句が生死の竿頭

十四日 禁足解除、聯合会長宛私電を打つ。台北へ赴き、軍司令部航空班に帰国飛行機交渉するも埒あかず、止むなく大阪商船へ船室予約す。一週間余りの暇に台湾視察を試むべく、とりあえず台北郊外北投温

を尽しおり候。

結局、台湾からの直行は困難のため、一端帰国の上、改めて空路をとり、目的地のバンコックに着いたのは一八年も暮に近かった。思えば、最初に長野を立ててから凡そ半年もかかっているのであり、労苦のほどが偲ばれる。さて、現地に着いて現実の姿を見ると、当面、まだ企業としての醸造が営めるような実情ではなかったため、取りあえずは派遣軍貨物廠の自営工場という形で出発し、現地人を使って試醸酒五〇石ほどを造りあげてみたのであったが、原料米が豊富なこと、酒精添加法を用いれば相当な優秀酒ができること、邦人や軍將兵がひたすらに酒を望んでいることなどから、月産三〇〇石ぐらいの工場建設を目論見、郷里から杜氏以下三役を呼ぶ計画を立てた。

県酒聯では、その報をうけるや早速、タイ国派遣の杜氏募集にかかったが、命をかけての渡航をおそれて容易に志願者を得られず、一九年五月に至って、漸く杜氏山田平十、働き藤原敏雄、中村忠一をいずれも小谷から求めることができ、勇躍出発した。そして、彼らが現地に到着し、先遣隊に力を添えて大いに活動を始めたのであるが、一年後の八月一五日には、空しく敗戦に終ってしまい、全員身がらだけを以て故山に帰らなければならないのであった。一同が無事帰還し、八幡神社の神前に報告祭を行ったのは二一年八月五日であった。

大東亜醸造組合のバンコック進出が漸く緒についた一九年六月頃、宮坂泰明らは更に進んで、スマトラ島パレンバンでの酒造りを目論んでいたが、勿論、この凶南の雄図も地に落ちてしまった。

県外好適米、遂に全く来らず

昭和一五年の生産統制で、酒米の配給が一挙に半減をいい渡され、「業界正に呆然自失、全く為すところを知らず」といっても、その時は、まだ本県へ五万七千余石の原料米が来ていたのである。それが、太平洋戦争突入でいやが上にも減退を辿り、二〇年には一万八千石に落ちこんでしまった。これでは、酒が出来ない筈である。

県外好適米、遂に全く来らず

原料米配給表（長野県酒造組合調べ、単位石以下略）

組合名	昭和15	16	17	18	19	20	21
久田	10,522	8,522	6,591	4,164	4,221	3,281	3,274
上田	4,623	3,610	2,792	1,805	1,829	1,422	1,419
信水	6,100	5,064	3,928	2,532	2,567	1,995	1,990
北水	5,022	4,056	3,126	2,532	2,055	1,598	1,594
高安	3,005	2,432	1,881	1,155	1,171	910	908
中安信	7,766	6,319	4,887	3,159	3,202	2,489	2,484
木曾	998	807	624	639	647	503	502
諏訪	8,048	6,394	4,942	3,118	3,161	2,456	2,451
伊那	4,324	3,502	2,706	1,479	1,773	1,378	1,375
飯田	7,325	5,346	4,122	2,665	2,701	2,100	2,095
計	57,762	46,056	35,604	23,016	23,332	18,137	18,096

昭和十五年二月二十九日

長野県知事 富田 健治

関ニ出荷セシムルコト

米穀配給統制要項

第一 長野県内ニ於テ生産シタル米穀販売組合又ハ農業倉庫ニ之ヲ集荷

スルコト

第二 県ハ第一ノ目的ヲ達スル為毎月経済部出張所ヲ通シ各市町村ニ米

穀ノ出荷数量ノ割当ヲ為スコト

前項ノ米穀ノ検査ハ集合検査トシ検査ヲ了シタル米穀ハ之ヲ第一ノ機

ここで、太平洋戦突入前後からの酒米事情の足どりを見ておこう。一四年四月には米穀配給統制法が布かれ、翌年三月には米穀応急措置法が発せられて、完全に国家管理の下に組み込み、あたかも専売制の形を呈するに至った。卸、小売、実物取引、産地仲買人はすべて免許制となり、米穀取引所は廃止され、米穀関係業者に対して、配給統制上必要な命令権を政府が掌握したのである。

昭和一五年二月、長野県では、次のような米穀配給統制要項を制定した。凡そ県内に生産された米穀は悉く県購販聯、即ち村の産業組合に出荷されなければならず、その売渡しは県の命ずる配給量指示にしたがうのであり、知事の許可無くしては県外に移出することも禁じられた。県民の食糧不安を警戒して、各府県とも鎖国政策をとり始めたのである。地主酒屋も、もはや自分の自小作米を自分で勝手に使うことが許されなくなった。

長野県が、この供出、配給、鎖国令を発した二ヶ月のうちに、既に六大都市において、一人当り一日何合という、隣組を通じての割当て配給制が始まり、一月頃には全国的な米穀切符配給制度が実施された。

第三 第二ノ出荷ニ応ゼザル生産者ニ就テハ其ノ米穀ノ処理ニ関シ経済部出張所農産物検査所警察署及農会等相協力シテ督励ヲ行フコト

第四 第一ニ依リ集荷セラレタル米穀ハ長野県購買販売組合聯合会ニ全量出荷ヲ行フコト

第五 長野県購買販売組合聯合会ハ県ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ第四ノ米穀ノ処理ヲ為スコトヲ得ザルコト

第六 県ハ長野県購買販売組合聯合会ニ対シ第四ノ米穀ノ処理ニ付毎月

一 郡市別配給数量ヲ定メ之ガ配給ヲ命ズルコト

第七 第六ノ郡市別消費米穀ハ長野県米穀商業組合聯合会及産業組合ニ

配給スルコト

長野県米穀商業組合聯合会ハ各郡市米穀小売商業組合ヲ通ジ米穀小売

商ニ配給スルコト

産業組合ハ米穀小売商業組合又ハ消費者ニ配給スルコト

第八 県ハ第七ノ配分数量ニ付テハ過去ノ実績ヲ基準トシ需給状態ヲ参

酌シテ之ヲ決定スルコト

第九 米穀ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外県外移出ヲ為スコトヲ得ザ

ルコト

第十 県外ヨリノ移入米穀ハ長野県米穀卸商業組合及長野県購買販売組

合聯合会ニ於テコレヲ扱フ

第十一 第十ノ移入米穀ハ県ノ承認ヲ經テ卸商及ビ組合ニ配給スルコト

第十二 県ハ食糧対策上必要アリト認ムル場合ハ第七ノ方法ニ準ジ精麦

ノ配給統制ヲ為スコト

第十三 本要項実施上ノ円滑ヲ期スル為県関係官産業組合関係者商業組

合関係者及農会関係者等ヲ以テ県経済調査会時局対策部ニ米穀配給統

制協議会ヲ設クルコト

協議会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ムルコト

勿論、酒米には特例が認められた。酒造組合中央会が割当てる原料米の確保について、県内産米を使うものには知事が「酒米」の証印を付すことよって流通し得たし、県外の好適米を必要とする本県のような場合には、中央会が全販聯と中央的な連絡において、確保の措置を講じた。しかし、各府県ともに米穀事情が年を追って逼迫し、鎖国政策がきびしくなると、米無し県の役人たちが闇米の買いつけに出張しなければならぬような状態になってくると、手をこまぬいていても、割当て原料米だけは廻わされてくるというような、安易なことでは済まされなくなり、新潟、岡山、広島県まで米を買いにでかけた。

〈長野県酒造組合主事佐藤誠氏談〉 酒米が配統制になったばかりの一五、六年頃は、ともかくも配給量だけは県内米も、県外からの好適米もそう困るといふことはなく入ってきたが、そのうちに段々来るには来るけれども、手当てが遅れてしまうというところから、窮屈になり始めた。新潟からは蒲原辺の陸羽一三二号、村上辺の北陸一三号などが入り、岡山からは美作米、広島兵庫方面からは山田錦などが多く入ってきた。岡山の脇坂氏が県酒聯の囑託となって、よく心配してくれたが、県醸造試験場の三井、木瀬技師、県連の亀井さんたちが酒のみやげを持っては絶えず出かけて、米集めに苦勞をした。

県外産酒米移入の推移

	昭和2年	7年	18年
内 内	26,967	24,655	6,734
新 内	19,604	30,069	0
兵 内	7,726	4,821	11,531
広 内	1,526	2,260	0
岡 内	4,896	1,917	0
大 内	0	0	4,750
三 内	565	539	0
愛 内	0	437	0
秋 内	912	402	0
朝 内	26,348	10,375	0
その他	307	402	0
計	88,904	76,074	23,015

しかし、上表を見てもわかるように、一八年には兵庫と大阪を除いては、もはや新潟からさえも入ってこなくなってしまう、最後まで頼みにしていた大阪、兵庫もまた一九年には全然あとを絶った。思えば明治後期以来、県外産の好適米移入に努め、それに頼って信州清酒のひたすらな改良に心血を傾けてきた県内酒造家たちの命脈が、ここに至って、全く絶たれてしまったのである。太平洋戦争も断末魔に近づいた一九年には、遂に、県酒聯から各単組にむかつて、もはや県外産好適米望み無しの連絡をとらなければならなかった。

昭和十九年十月三十日

長野県酒造組合聯合会会長

存ぜられ候間、左記事項至急御調査回報相成り度く此段及照会候也。

各酒造組合理事長殿

記

昭和十九年度酒造年度原料米に関する件

一、貴管内生産の品種にして希望のもの

標記原料米について未だ中央会より何ら決定通知これなく候えども、

二、右生産町村名並に生産高

本年度は従来と異り大体本県産米を使用することと相成る模様これあり候。就てはこれが操作を容易ならしむるため、輸送関係を充分考慮

三、出来得れば酒造庫を農業倉庫に代用、必要量を確保する便法を講

し、地域的に酒造適品種を選定、前以て本県に申請いたしおくを得策と

じたきを以て、最も都合よき倉庫数ヶ所を選定報告のこと

し、地域的に酒造適品種を選定、前以て本県に申請いたしおくを得策と

四、その他参考となる事項

かくて、本県においては、上伊那地方の「縞八八」がおおかたの好適米として希望され、細々と県内産米だけで命脈を保つこととなり、終戦後の二四年までこの状態が続くのであった。そして、この戦争中の「他に頼ることのがい経験」が、やがて、天下に劣らぬ好適米「高嶺錦」開発への努力に結実していくのであった。

悲喜交々どたん場の企業整備

昭和一六年五月、政府は、国家総動員法に基づく「企業許可令」を制定し、ついで翌年五月には「企業整備令」を公布して、国家権力に依る産業経済再編成のための二本の柱を打立てた。支那事变勃発以来、中小企業を整備して、最前線へ、或は大陸開拓へ、国民労働の臨戦的再配置を進めてきたが、太平洋戦争不可避の戦局になってくると、もはや、そんな末端だけの機構いびりでは間に合わなくなってきた。軍部独裁に依る全体主義国家をつくりあげるために、自由主義的な経済体制の根幹にメスを入れ、すべての企業の再編成を急がなければならなかったのである。

その整備工作が、酒造の場合には他の多くの業界よりも遅れていた。国家財政に直接的な影響を及ぼす酒税の関係があったからでもあり、業界の特殊性が、敢て整備の大ナタをふるわなくても、由来、国家権力に依る統制を強く及ぼし得る業態だったからでもある。しかし急速に、その状態は許されなくなってきた。大砲を造る鉄がなくなってしまつて、吊鐘から家庭の火鉢まで供出させ、軍需工場の建築材が底をついて、街路樹や寺社の境内木まで伐り出すようになると、米がなくて遊んでいる酒蔵の存在が目立ち、そこにある金属資材の回収が考えられてきたからである。勿論、酒蔵だけが狙われたのではなく、あらゆる部面での平和産業工場が対象となった。

一八年の夏、各種工場の整備方針を打出した政府が、酒造整備についても次のような在り方を指示した。各府県における酒蔵の分布や能力を検討の上「操業工場」「保有工場」「転用工場」「廃止工場」に四区分し、業態の再編成を断行しようとしたのである。もっと具体的にいえば、昭和一五年七月現在、全国清酒製造場数六、九七二、その基本石数四、四〇四、〇一三石。焼酎工場三、一〇三、その基本石数六六三、八八七石であったものに対して、操業工場を五〇％に減じ、業界の興亡変動に備えるための補欠的な意味合いから保有工場に一〇％を残し、他の四〇％を転廃業せしめるといふ再編成方針であった。

清酒業整備ニ関スル酒造権ノ取扱要領

一 清酒製造業企業整備ノ実施ニ際シ、操業製造場ノ合理的存置及適正ナル同業者共助ノ実行ニ資スル為左ニ依リ旧基本石数ノ譲渡ヲ為サシムルコト

(一) 所謂単独経営ノ場合ニ於テハ、操業製造場ノ業主ヲシテ整備後容認セラルベキ当該製造場ノ操業能力石数(新基本石数)ニ相当スル石数迄ノ旧基本石数ヲ他ノ転廃業製造場ノ業主ヨリ終局的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト。此ノ場合ニ於テ譲受石数ノ限度ヲ決定スルニ当リテハ操業製造場主ノ残存操業能力石数が同人ノ旧基本石数ニ達セザル場合ノ差石数及操業製造場主ノ当該地域ニ於ケル保有製造場ノ操業能力負担石数アルトキハ各之ヲ控除スルコト。

保有製造場ノ業主ガ単独経営ノ業主ト異ル場合ニ於テハ、右分担石数ニ相当スル旧基本石数ハ当該保有期間中ニ限り、新操業製造場主ヲシテ保有製造場主ヨリ一時的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト

(註) 府県間ニ互リテ移動スル旧基本石数ニ付テハ個別的処理ヲ困難トスルヲ以テ酒造組合聯合会及同中央会ニ於テ之ヲ合同処理スル等ノ措置ヲ講スルコト。

(二) 会社組織ニ依ル合同経営ノ場合ニ於テハ、会社ヲシテ其ノ合同経営ニ参加スル旧製造場主ノ旧基本石数ヲ終局的ニ譲渡ヲ受ケシムルコト。但シ当該整備区域ニ於ケル操業製造場ノ整備割合が五〇%ヨリ増減アルトキハ左ニ依ルコト。

(イ) 同整備割合が五〇%ヲ下ルトキハ、当該差減割合ヲ旧基本石数ニ乗ジテ算出シタル石数ニ付テハ同整備割合が五十%ヲ超ユル地域ノ業主ニ之ヲ譲渡セシムルコト。

(ロ) 同整備割合が五〇%ヲ超ユルトキハ、右ニ倣ヒ計算シタル差増割

合ニ相当スル石数ニ付テハ整備割合が五〇%ヲ下ル地域ノ業主ヨリ之ヲ譲受ケシムルコト。

保有製造場ヲ包含スル会社ト然ラザル会社トノ間ニ於テ利益調整ヲ図ルノ必要アルトキハ、一ノ(一)ノ第一項ニ準ジ適宜措置スルコト

三 旧基本石数ノ譲渡アリタルトキハ、同業者共助ノ趣旨ニ則リ概ネ左ニ依リ補償金ノ交付ヲ為サシムルコト

(一) 終局的譲渡ノ場合ニ於ケル補償金ノ額ハ単独経営ノ場合タルト合同経営ノ場合タルトニ拘ラズ原則トシテ之ヲ同額トスルコトトシ、大体左ノ如ク定ムルコト(已ムヲ得ザル事情アルトキハ必要ニ応ジ会社合同経営ニ参加シタル操業製造場ノ旧業主ニ対スル支払額ヲ若干減少スル等ノ措置ヲ考慮スルコト)。

(イ) 一般ノ分 旧基本石当 六〇円以内
(ロ) 甲号増加分 二〇石増加配分石数一石当 同

(ハ) 乙号増加分 組合長手持配分石数一石当 同

(二) 補償金ハ単独経営ノ場合ニ在リテハ、当事者間ニ於テ、合同経営ノ場合ニ在リテハ承継会社及被統合者(又ハ他ノ譲渡者)間ニ於テ之ヲ決済スベキ筈ナルモ右ニ依ル個別的決済ヲ簡易単純化セシムル為成ルベク酒造組合ヲシテ共同決済等ノ措置ヲ講セシムルコト。但シ当該府県分ヲ取纏メ酒造組合聯合会(県酒造組合ヲ含ム)ニ於テ共同決済ヲ為シ又ハ府県間ニ互リテ決済ヲ要スルモノニ付、酒造組合中央会ニ於テ共同決済ヲ為ス等ノ措置ヲ講ズルヲ妨ゲザルコト。

(例) 要支払者ハ先ズ酒造組合、同聯合会又ハ中央会ニ対シ決済資金ヲ提供スルコトトシ酒造組合、同聯合会又ハ中央会ハ当該資金ヲ合同シ受取人ニ対シ一括シテ特殊決済ヲ行フコト

(三) 終局的譲渡ノ場合ニ於ケル補償金ノ支払方法ハ左ニ依ルコト。

(イ) 単独経営者ニ旧基本石数ヲ譲渡シテ転廃業スル者及ビ会社合同経営ニ参加スルモ旧製造場ヲ転用又ハ廃止スル者ニ対シテハ、単独経営者ハ全額ヲ一時ニ支払ヒ、合同経営ノ新設会社ハ設立直後旧基本石数一石ニ付二〇円程度ヲ払込株金中ヨリ支払ヒ、其ノ余ノ部分ヲ借入金等ヲ以テ支払フモノトスルコト(一時払)。

(ロ) 会社合同経営ニ参加シタル操業製造場ノ業主ニ対シテハ、会社設立直後会社新基本石数ニ付一石当三〇円ヲ以テ計算シタル金額ヨリ(イ)ニ依リ会社合同経営ニ参加シタル転廃製造場主ニ支払ヒタル金額ヲ控除シタル残額ヲ払込株金中ヨリ支払ハシメ、其ノ余ノ部分ニ付テハ会社未払金トシテ整理シ置キ会社ノ資産状況ニ応ジ逐次償還スル等ノ措置ヲ講ズルコト(一部一時払、一部分割払)。

(ハ) 保有製造場ノ整備前ノ業主ニ対シテハ(イ)ニ依ルコトトスルモ、会社合同経営ニ参加シタル者ニ対シテハ、場合ニ依リテハ若干ノ分割ヲ認ムルモ妨ゲナキコト

(四) 保有工場ハ物資ノ需給関係ノ異動ニソナエ、将来操業工場補充ノ必要ヲ考慮シタルモノニツキ、休造中ハ業者団体ガコレヲ維持シ休造中ノ經理ニツキ必要ガ生ジタ場合ハ同業者ノ共助方法ヲトルコト。

(五) 旧基本石数ノ譲渡ニ伴ヒ酒造米割当基準石数モ当然之ニ随伴シテ移転スルモノトシテ取扱フコト。

四 補償金ノ支払ニ関スル参考事項ハ大体左ノ如クナルコト

(一) 新設会社ニ依ル合同経営ノ場合ニ於テハ、一二ノ(三)ニ依リ、払込株金中ヨリ支払ヲ為シタル補償金ニ相当スル金額ニシテ借入金等ニ依リタルモノハ補償金支払ニ付テハ特殊決済ノ免除ヲ申請セシムルヤウ考慮スルコト。

(二) 国民更生金庫ニ於テ転廃業者ノ資産処分引受ヲ為スニ当リ、各個ノ

資産ノ個別的評価額ニ対シ加算スベキ営業権の価格ハ最近三年間ノ営業収益平均二年分ヲ限度トシ、而モ同業者共助金ノ支払額ハ之ヲ斟酌スルコトト為リ居レルヲ以テ、直前三ケ年ノ平均営業収益年額二年分六〇円程度ノ酒造権価値ヲ評定スル、清酒製造業整備ニ当リテハ国民更生金庫ニ対シ各個ノ資産ノ時価ニ依リ引受ヲ求め得ルハ勿論ナルモ、其ノ外営業権の価格ノ交付ヲ受クルコトハ之ヲ期待シ難キ実情ニ在ルコト。

尤モ右直前三ケ年ノ平均営業収益年額二年分六〇円ハ標準金額ナルヲ以テ、個々ノ転廃業者ニ就キ具体的ニ純益ノ計算ヲ行フトキハ国民更生金庫ヨリ営業権の価格ノ支払ヲ受ケ得ル者モアリ得ベク、又共助金支払額ノ斟酌ノ程度及範圍ニ付テハ目下検討中ナルヲ以テ、場合ニ依リテハ幾分ノ営業権の価格ノ支払アルモノモアリ得ベキコトヲ予想セラルルコト

五 整備後ノ企業形体等ニ関スル事項

(一) 整備後ニ於ケル操業製造場ノ経営ニ付テハ従来ノ業主ヲシテ之ニ当ラシム(単独経営)ルノ外、企業合同ノ希望アルモノニ対シテハ適當數ノ操業製造場(保有製造場ヲ含ム)ニ付会社組織ニ依ル合同経営ヲ為スコトヲ認ムルコト。

(二) 転廃業者ガ廃止製造場ノ建物竝ニ転廃製造場ノ設備ヲ合同経営体ニ引継グコトハ原則トシテ之ヲ認メザルコト。但シ当該出資ノ割当等ニ付テハ適當ナル調整ヲ行フコト。

(三) 転廃業者ガ委託経営ノ形式ニ依リ利潤配当ニ参加スルコトハ原則トシテ之ヲ認メザルコト。

(四) 保有製造場ハ単独経営ノ場合ニ於テハ、従前ノ業主又ハ操業製造場ノ業主ヲシテ之ヲ保有セシメ、合同経営ノ場合ニ於テハ合同経営体ヲシテ之ヲ保有セシムルコト

かくて、一八年一〇月一八日、名古屋財務局長の名を以て、長野県における整備区分は、木曾組合において六〇〜七〇%を残存せしむるのほかは、各組合とも、すべて四〇〜五〇%の操業に止め、一〇%を保有工場として残し、他は転廃業せしめることを指令してきた。同時に、整備の要点として①残存者は抜取りに依る個人経営か、然らざれば一税務署単位の会社経営とすること②操業、保有、転廃の如何は必ずしも製造石数の多寡や工場設備の大小だけにこだわらず、原材料入手の便否、労務雇用の関係、残存設備転用の適否を斟酌して行わるべきこと③操業工場は樽詰、壘詰等に支障なき付属設備を有して、品質級別又は品質統一の計画生産に適し、更に立地条件に依る生産分布の調整に適合するものでなければならないこと、これらの諸条件が指示された。

さて、誰れが一体操業工場として残されるのか、誰れが保有にまわされるのか、誰れが父祖伝来の家業を離れ、長い伝統を以て地域社会に築きあげてきた「懐しい銘柄」を消し去って行かなければならないのか、これは重大な問題であった。中には、生産統制以来、原料の空っぽな蔵に立って前途の暗澹を見越し、転廃業の止むなきを思っていた業者もあったが、いよいよ整備の新聞報道が伝えられたとき、長く業界の指導者として歩いてきた自分が、この際は涙を吞んで、先ず自ら国策に沿うための整理対象を引受けなければならぬまいと、悲運の覚悟をきめていた組合幹部もあった。その間の気持をよく推察し得ていた大蔵省も、流石に、冷酷な態度ばかりでは臨めなかった。

〈主税局長松隈秀雄の各財務局長への通達〉 清酒製造業者は父祖伝来数百年の家業に従事する者もあり、また地方的の名望家、資産家等大多数なる状況に顧み、整備実施の完成までには容易ならざる苦心を要するであろう。指導的立場に立つものは厳正公平にして、いやしくも非難怨嗟を招くようなことがあってはならない。如何に国家の要請とはいいなから、父祖伝来の家業を転廃するの止むなきに至れる被整理者の心情に思いをいたし、単に共助金の支払等に依り、その償いを完了せりなどと思うことは許されず、精神的慰安の方法についても慎重を期さなければならない。

この歴史的な企業整備を、しかも、一八年暮から翌春早々にかけての僅か二カ月間に遂行しなければならぬのだから、業界の慌しさは想像に余るものがあった。組合の自主において、それを遂行せよといわれて見ても、大物は大物でその勢力を背景に残存のための

政治工作を怠らなかつたし、弱小は弱小で生活権がかかっている。同病相憐む仲間の中で、そう容易に個々の残存や転廃を決し得るものではなかつた。

連綿とうけついできた家業の看板を、よしんばおろさなければならなくなるにしても、父祖伝来の酒造権を残存者に譲り渡さなければならぬ感情の中には、「あんな人に売り渡したくはない」というようなこだわりもあったし、或は「ああいう人との合同では、とてもやっていく気持になれない」というようなわだかまりもあった。長い間「私家庭」と「店」との経理区分が出来ないまま、ごっちゃにしていることを許されてきた旦那衆にとって、自分の蔵へ、よその主人が入ってきての共同経営ということもまた、容易ならざることであつた。事実、下伊那の一会社設立にあたっては、会社が使う蔵とその蔵主の家庭との間に、まず高い塀をめぐらして、明確に会社と個人を区分するところから出発したほどである。

このような複雑な感情の流れの中で、個々の残存か転廃かの指定を県酒聯の自主にまかされて見ても、しよせんは成し得ないむずかしさがあり、結局、各税務署長の権力の背景において遂行されることになった。そして、二八四工場のうち一〇三工場が操業工場として残され、二八を保有工場とし、一五三業者がのれんをおろしたのである。一九年一月一七日の県酒聯理事会において、次のような各組合の経過報告がなされた。当時の組合幹部たちは、口をそろえて「生涯のうちに、あのととき程嫌やな思いをしたことがない」といっている。

各酒造組合の整備の進め方

△佐久組合▽ 小地区毎に七つの会社、個人二として着々進行してきたが、種々の事情が生じたため、一月十六日の最終的会合の結果、抜き取り個人経営と決した。

△上田組合▽ 初めの会社案に依り計画したるも、その後情勢変化し個人経営と決す。

△北安組合▽ 会社案として研究したるも、結局経営困難なること明瞭となりたるを以て、協議の結果個人経営と決す。

△諏訪組合▽ 最初から抜取りと決しおれり。

△中信組合▽ 一会社案を以て進行中のところ、最も合理的経営をなさんとの意向より、塩尻方面八工場を以て一会社を設立、その他全員を以て一会社を設立（内完全廃業者二人）することとなり、仮免許申請中なり。

△中野組合▽ 会社案の計画なりしも、組合員の意見に依り抜取りと決定、なお払戻金は二月中に支払うことを声明す。

△北信組合▽ 初め一会社として決議したるも、転廃業者の希望に依り単独経営と決定、組合財産の分配その他については委員を挙げ研究することとす。

署名	基本 石数	場数	操業			保有			転廃				
			能力割合	場合数	割合	能力割合	場合数	割合	能力割合	場合数	割合		
長野	三、六五石 七四〇合	内一	五%	二	三%	一、五八 七五	二%	四	一四%	五、二四 二六	三九%	一四	四八%
岩村田	二、三三 内五〇石	内一	〇	二	三	三、〇三 〇九	九	三	八	一〇、三六 内五〇石	四三	三三	六〇
上田	九、三〇 内七〇石	内三	〇	二	三	九、〇九 一五	一〇	四	三	三、七四 二九	四〇	二七	五三
諏訪	一、八四 内四〇石	内一	〇	七	〇	一、三〇 〇九	七	二	二	八、一五 内四〇石	四	九	五〇
伊那	九、四二	七	〇	八	六	一、〇四 七四	二	二	七	三、六四 二七	五	一七	七
飯田	一、五三 〇三	内一	〇	三	四	一、五八 〇八	二	三	八	五、六九 四三	五	三	一
木曾	二、六四 外一、〇〇石	九	六	七	六	五、五八 五八	一五	一	二	三、三三 八七	四	一	二
松本	一、七〇 六四〇合	内四	〇	五	五	一、五三 五三	九	四	一〇	六、九八 六四	四	三	五
大町	六、三三 八八	内一	〇	五	六	一、四二 八三	三	一	八	二、三三 九八	七	七	五
中野	一、〇四 六二	内一	五	六	七	九、〇四 〇四	一〇	四	九	四、〇六 三七	四	三	五
計	二四、九三 七四	内三	五	一〇	三	二、〇九 三〇	〇	六	一〇	五、五九 八四 内一、〇〇石	四〇	一五	五

長野県清酒製造業整備一覧表

長野県酒造組合联合会

△木曾組合▽ 最初より抜取り計画にて進行せり。金銭の受授については未だ行わず。

△上伊組合▽ 一会社にて進めたるも廃業者のうちに参加を希望せざるものあり、但し最初より一会社の決議なるを以て直ちには抜取りとも

決し兼ねおる実情なり。残存者は抜取りを希望しおれり。
△飯田組合▽ 最初より一会社として進行、一月七日付を以て発企人代表の名義による仮免許を受けたるを以て、一応全業者は廃業届出をなせり。

備考

- 一、場数欄記載ノ内書場数ハ一部転廃場数ヲ示ス
- 二、岩村田管内基本石数欄内書記載ノ五五〇石ハ木曾管内へ譲渡ノモノ
- 三、諏訪管内基本石数欄内書記載ノ四五〇石ハ木曾管内へ譲渡ノモノ
- 四、木曾管内基本石数欄記載ノ外書ハ岩村田、諏訪両管内ヨリ移譲ヲ受クルモノ

諏訪組合のように終始一貫、抜取り個人経営を決定しているものもあり、飯田組合のように初めから一会社を堅持し、既に出発しているものもあったが、おおかたは幾たびかの評定を重ね、苦悶の末の結論であった。伊那組合のようにこの時までなお決し兼ねていて、結局抜取り個人にあったものもあり、中信組合のように、この最後の最後まで会社案で進んでいたものが、その後のどたん場で抜取り個人経営に結着したところもあり、問題の深刻さを物語っていた。

△**当時の県醸造試験場長三井毅氏談**▽ 企業整備は税務署が主体となり、県が協力する形で進められたが、幾度会議をひらいても容易に結論が出ず、結局、個々業者への指定は各組合長に一任し、税務署長と相談して決めることになった。したがって最終的には、各組合ごとに一同に会し、税務署長立会いの上、組合長から一人々々にいい渡した。この会合には全組合員が酒造業免許取消願をふところにして出席し、転廃業をいい渡された者は、その場で願書をふところから取り出して提出しなければならなかった。個々の存廃を決める過程では、人情がからんだり、情実がありはしないかと疑われることをおそれて、私なども、所用のため業者を訪れることがあっても、お茶一杯もらわず、途中で行き合っても立ち話をすることも、当分の間避けていた。

△**当時の中野組合主事水野和市氏談**▽ 整備の前数年間、減石々々が続いて経営の前途が暗くなっていたので、業者の中にもすっかり見切りをつけているものがあった、地方によっては案外問題もなく遂行された。たとえば中野税務署管内の岳北地方では、生産分布の関係から一部は残ってもらわなければならなかったのだが、操業に指定しても、みんな拒れた例もある。しかし、なんとかして残りたい人もあって、私なども薪や米を持ちこまれ、ことわるのに困ったこともある。

△**中信組合山崎良三氏談**▽ 松本市の料理屋に組合全員が集まり、亀井組合長から操業、保有、転廃のそれぞれをいい渡されるのであったが、かねて覚悟は決めていたものいざとなると、廃業は廃業でつらいし、残る人たちもそれへの同情があって、出された鰻どんぶりに手をつける者もなく、複雑な気持で引上げてしまった。

△上田組合和田晋、宮入正躬氏談▽ 私たちは保有にまわされたが、操業に残った人々の営業車が町の中を走っているのを見ると、当分の間、まことにつらい気持で、なんともいえない日々を過していた。

△木曾組合西尾亮三氏談▽ 私は副理事長をやらされていたが、絶えず長野へ出て行って打合せてはその話を組合へ持ち帰り、相談をした。国策の行き方はよくわかるので、それを地元へ持ち帰るのだが、こっちへ来れば来たでこちらの希望もあり、運動もあって、間に挟まれ、まだ若かったので何ともつらい思いをした。

△伊那組合木下義佐氏談▽ 私は保有工場になったが、誰れでもが伝来の家業をやめていかなければならない心痛を推察すると、組合幹部としての自分が残る気持にはなれず、まず自分から国家の要請にこたえなければと覚悟した。ほかにも、こういう人達がいると思う。

△北信組合塩入治右エ門氏談▽ 企業整備によって転廃業させられた業者の機具設備一切は国民厚生金庫が買上げて、必要方面に転用することになり買上げのための評価委員会ができ、鷲沢善一（北安）百瀬砂（中信）宮坂勝（諏訪）戸田安男（伊那）花田源吾（飯田）横山善一郎（上田）大塚平右エ門（佐久）市村郁夫（中野）県技師木瀬与六、それに私（北信）など代表の委員が選ばれ、三井穀試験場長が委員長になって、三人ずつ組をつくって転廃業者を廻り歩き、買上げたのであるが、気の毒な犠牲者の資産を評価しなければならぬのだから、なんともつらい思いをした。我々は出来るだけ高くと思っても、評価基準があり、それを相手に漏らしてはいけないことになっていたため、ぜひ教えろとせがまれてもどうにもならず、結局は国家至上の要請ということで、みんな売渡すよりほかなかった。

企業整備が完了すると、廃止工場は鉄砲や大砲をつくるための金属類を供出し、遊休用具を他の軍需的工場に廻すため、産業設備営団に売り渡さなければならなかった。それらの施設を評価し、買いとるための専門委員が設けられて、全県下の廃止工場を歴訪し、多くの酒桶が味噌工場にまわされたり、葡萄酒工場にふりむけられたりしていった。この郷土における味噌工業や葡萄酒造りが発展していった裏がわで、この時に、まわされていった廃業酒造家の用具が大きく役立つのだといわれている。

ともあれ、この企業整備によって、全日本の酒造銘柄が半分以上は姿を消し、中には江戸時代以来の伝統を持つ銘柄も少なくなかったが、このとき、京都の松尾神社では、多くの懐しい銘柄が失われていくのを惜しみ、全国から、それを集めて保存したりした。

長野県における整備一覧 (操業、転廃業に工場が重複するのは一部転廃業のためである)

村名	氏名、名称	基本石数(石以下略)	志賀	横島	布施	中佐都	平賀	平賀	青沼	畑八	岩村田	中佐都	野沢	臼田	切原	海瀬	小海	本牧	中込	大沢	穂積	上田酒造組合	操業工場	上田	上田	浦里	丸子	塩川	長瀬	上田	上田	戸倉	川辺	塩川	傍陽	松代	中塩田	丸子	塩尻	上田			
佐久酒造組合			宮沢藤樹	吉村義郎	土屋吉助	佐藤利次	依田米治	市川とし子	新津浩一	佐々木尚	千曲錦酒造	荻原文治	伴野剛史	橋倉商店	共信社	相馬義郎	小山弥太郎	武重孝一	土屋熊治	木内醸造	黒沢太郎	上田酒造組合	岡崎末二	岡崎末二	北島正利	下村市之助	清水忠義	横山善一郎	大森悦	中川作次郎	和田収蔵	坂井酒造	滝沢寛次	三井庄次郎	宮坂康昌	若林醸造	工藤壯馬	沓掛正一	関口康雄				
			二六〇	一〇四	一八八	三九四	六二九	六一一	四四五	一六五	一、六五四	三三三	五八一	七四七	六二七	三七一	一一五	五六二	三六二	一、〇二九	六七三		五二二	二二〇	二二〇	二二五	二二七	二八三	一〇九	一〇五	八二二	四〇四	三〇四	三九〇	二一五	一、〇一八	二一七						
操業工場																																											
岩村田	千曲錦酒造	二、二四七																																									
中佐都	荻原文治	八三九																																									
野沢	伴野剛史	一、二二八																																									
臼田	橋倉商店	一、四五八																																									
小諸	大塚平右衛門	四五九																																									
本牧	武重孝一	一、一九二																																									
中込	土屋熊治	八九二																																									
大沢	木内醸造	一、五一九																																									
穂積	黒沢太郎	一、二四六																																									
岩村田	戸塚勇	三五〇																																									
小諸	小山勤之助	四〇七																																									
中込	木内醸造	二八九																																									
保有工場																																											
野沢	市川源一郎	七四二																																									
本牧	大沢達雄	七六三																																									
田口	高橋嘉作	五二四																																									
廃止工場																																											
軽井沢	遠山新太郎	一〇八																																									
協和	依田利久太	二二七																																									
中津	佐藤賢	二〇〇																																									

悲喜交々どたん場の企業整備

七二会	長野	中津	共和	栄	神郷	長野	八幡	稲里	信州新町	古間	柳原	長野	塩尻	東塩田	西塩田	川辺	丸子	依田	塩川	殿城	
山本貞司	野沢酒造	千野輝雄	飯田儀作	宮尾袈裟理	柄沢ゆう	水庫昭一	和田酒店	中島酒造	塩入 治右衛門	高橋助作	今井 大太郎	藤井 伊右衛門	杓掛正一	村山重徳	武田 助右衛門	川辺酒造	小林貞三	山三合名	田中泰蔵	神林保男	
一〇六	九三五	三一六	五二三	三〇〇	三〇〇	三〇〇	八八七	四〇〇	九一三	七八八	四〇一	一、五二二	七〇九	一三六	一五三	一〇三	一六五	二〇九	二八七	一一九	
中野	小布施	須坂	須坂	綿内	中野酒造組合	更級	稲里	信里	七二会	柏原	鳥居	吉田	稲里	共和	水内	安茂里	中郷	長野	信田	柳原	
小古井宗造	市川尚平	遠藤徳三郎	市川字寿	原田六良治	中村恒雄	中村恒雄	中島酒造	村山合資	内山酒造	高橋助作	高津産業	岡沢憲三	河島酒造	飯田大太郎	尾沢 栄重郎	一由 一	大久保住夫	藤井 伊右衛門	小林正則	坂本武夫	
三〇七	三七四	一五二	三四八	二五六	一一〇	六一三	一〇五	一一三	一一三	三六九	七六四	一四二	一三一	四一三	五九三	一四二	一一三	一、四〇九	二〇三	二六二	
上木島	平岡	平穩	小布施	仁礼	川田	須坂	日野	小布施	小布施	須坂	太田	飯山	倭	平野	中野	豊洲	小布施	飯山	豊井	夜間瀬	平穩
森富之助	山田理兵衛	山本藤弥	曾我市之亟	駒津果輔	小林常二郎	小林三治郎	小林耕造	富田啓介	高沢恭二	小林三治郎	村松憲太郎	田中合名	小林吉治	山田 莊左衛門	関 康雄	三木 繁治郎	市村 郁夫	松山 新兵衛	小林 茂一郎	畔上 古寿	佐藤 喜惣治
一五二	九一五	一〇五	一六六	一〇六	一九四	二七〇	二〇四	一六七	三一三	二七〇	二五八	三二九	一〇六	九五五	一一七	二三四	五八〇	一八四	三六六	一〇八	三四二

往郷	穂高	綿内	須坂	山田	平穩	平岡	平野	上木島	穂高	豊井	飯山	太田	常盤	水内	北安曇郡酒造組合			大町	池田	北城	大町	会染	大町	大町
月岡	小林	本藤	鈴木	藤沢	児玉	市川	中島	丸山	松坂	滝沢	高橋	水野	宮沢	島田	北安曇郡酒造組合			市野屋	大角屋	姫川	薄井	池田	保	北安
宇一郎	東平	恒松	勝蔵	与市	安治	酒店	春吉	藤作	酒造	哲太郎	市蔵	浩	卓	英之	北安曇郡酒造組合			商店	醸造	醸造	合名	醸造	醸造	醸造
一〇二	三〇八	一〇九	一〇五	一一七	一二一	一〇九	一三一	一〇九	一〇七	一〇九	一一二	一〇四	一八三	一三三	北安曇郡酒造組合			四八五	三九一	一六一	九五五	七二六	八三一	八三一
廢止工場	大町	池田	七貴	北小谷	池田	松川	中土	中信酒造組合		松本	里山	中川	坂北	松本	島内	会田	島立	新村	塩尻	倭	高家	山形	広丘	
市野屋	小谷	滝沢	山崎	平林	松川	鷺沢	善一	中信酒造組合		池上	小岩井	明科	山崎	奥沢	笹井	中村	亀井	土屋	丸山	降旗	飯田	渡辺	永原	
商店	醸造	酒造	澄重	萬次郎	酒造	善一	善一	中信酒造組合		富三郎	潤一	酒造	良三	俊次郎	源一郎	健吉	旭彦	良清	紋一郎	三重治	恒夫	幾太郎	英男	
四一〇	二〇五	五八〇	一四〇	三〇九	五五七	一〇二	一〇二	中信酒造組合		四〇〇	六五〇	三八一	四六六	八〇五	六五〇	四五三	五八四	三六一	八五四	七〇六	四九三	四〇〇	四〇〇	
温	松本	坂北	松本	洗馬	松本	上川手	松本	里山	中川手	麻績	島立	波田	今井	塩尻	片立	梓	有明	里山	島内	島立	島立	島立	笹賀	
務台	山岸	青柳	穂高	熊谷	穂高	高橋	深沢	百瀬	竹内	白井	田中	麻田	百瀬	武居	坂野	三枝	矢口	岩波	笹井	吉江	武居	飯村		
貞夫	節三	八郎	富三郎	兄也	富三郎	市郎次	力子	砂	善次郎	隆	豊作	円一	江太郎	正文	今朝市	連蔵	七次	酒造	酒造	喜	由太郎	一郎		
六〇〇	四七八	三一八	五九九	一五三	五九九	三四三	二〇七	六〇九	三八一	一一一	一九四	一六八	一三三	一五三	一八〇	二二六	三三六	四三四	三〇七	二一〇	四六一	二六九		

悲喜交々どたん場の企業整備

上諏訪	宮坂醸造	一、〇五九	赤穂	長生社	七六六	飯田酒造組合	片桐森本大八	二六八
玉川	上田晴一	六四七	伊那	宮島酒店	三一	片桐	森本大八	一一一
下諏訪	菱友醸造	五三四	中箕輪	山岸酒店	六九七	南向	片桐一美	一一一
岡谷	高橋己喜之助	四六七	南向	米沢義央	四四三	赤穂	春日茂理	二五三
上諏訪	土橋四郎一蔵	一、三七四	高遠	高遠酒造南蔵	七三	中沢	林英明	一六四
操業工場			伊那	漆戸博二	六八八	富県	竹松梅亀	一二五
諏訪酒造組合			小野	小野庄司	五九一	東春近	戸田安男	一二五
田立	林哲治	三五六	伊那酒造組合			伊那里	宮下英雄	一〇九
保有工場			岡谷	林七六	九六三	長藤	北原寛雄	一五三
上松	稲沢重衛	一八六	上諏訪	土橋四郎一蔵	九七四	美篤	南信醸造	五五九
福島	川合勘助	二二七	永明	宮坂光次郎	二、〇四四	伊那	田畑富文	一一一
木祖	湯川寛雄	一〇三	上諏訪	宮坂醸造	七五一	赤穂	北原卓爾	三六九
大桑	西尾亮三	一九九	泉野	東城久左衛門	一二四	宮田	山浦量平	二六五
福島	中沢栄作	三三一	下諏訪	長崎醸造	七六九	東春近	河野平右衛門	一〇九
福島	川合新助	四九二	上諏訪	土橋四郎二蔵	八四七	西春近	山岸節三	二二九
檜川	平野健吉郎	一五一	上諏訪	村上陽	七五四	美和	中山文七	一〇九
操業工場			上諏訪	小松園治	八七七	高遠	高遠酒造東蔵	一一八
木曾酒造組合			廃止工場			美篤	松浦八郎	三二二
塩尻	丸山紋一郎	七五一	岡谷	岡谷醸造	六六六	川島	一ノ瀬金博	一六七
松本	奥沢商会	三六六	上諏訪	宮坂伊三太	六七三	美篤	松浦八郎	三二二
鳥川	望月正博	二二四	保有力場			伊那	木下義佐	三三四
粹	青木通子	三三六	永明	宮坂光次郎	二、八八二	赤穂	六合社	五〇〇
塩尻	味沢磯一	三〇九	岡谷	林七六	一、三五八	保有工場		
洗馬	熊谷美直	二七〇	赤穂	長生社	七六六	赤穂	六合社	五〇〇

操業工場				保有工場				
飯田	加藤 平八一庫	二、三〇九	飯田	野原文四郎	九三九	大島	湯沢清一	三二五
飯田	田口 政次郎	一、九五六	山本	浜島潮三	三七一	大鹿	前島隆俊	一〇一
大島	松尾子孔	一五四	市田	関川寛治	二七四	喬木	沢柳美佐	一一二
竜江	林 宗造	三三三	廃止工場			平岡	花田 清	二一七
松尾	吉川亮夫	三三六	飯田	加藤 平八二庫	一、一八五	下条	大白菊醸造	六六七
会地	六華酒造	三〇六	山吹	熊谷武夫	二八八	竜丘	松尾力三	一九六
飯田	村田屋酒造	四八五	生田	下沢又二	一〇一	川路	関島余四郎	二〇八
市田	宮島唯七	三二九	神稻	松尾虎四郎	一一六	上郷	原平太郎	一四六
大下条	南島正三	三四七	大下条	岡田亮一郎	一六五	伊賀良	細田謙一	一四八
竜丘	上松 倭志雄	一六二	且開	金田 銀治郎	一〇七	根羽	石原 延太郎	一一九
伊賀良	片山政吾	二七八	下条	久保田 忠太郎	三三七	川路	関島 督	三一八
山吹	小平 国太郎	二七六	飯田	中田 勇吉	三二四	鼎	南信酒造	三七九
						山本	竹村清男	一二一

下伊那酒造株式会社できる

本県下の企業整備がすべて抜取り個人経営に落ちついたのに対し、ただ一つ、飯田酒造組合だけが全郡一会社のもとに合同した。伊那谷ではこれより先、味噌業界の企業整備に当り、上伊那が県下唯一の例として一郡一社を創立していたが、こんどは下伊那が県下に例がないだけではなく、全国にも例の少いは酒造会社にまよって、業界の注目を浴びたのであった。

この業者たちは、大蔵省のきびしい企業整備方針が打出される以前、一八年四月、既に「組合単一会社の統合に向うべきこと、当

面は参加し得ざるものが生じて、将来は大合同の理想をかかげて、取急ぎそのための工作に入るべきこと」を決議していたのであるが、しかし、具体化はなかなか進展しなかった。

この組合の酒造分布が、飯田市部五軒で集中的にはば半量を占め、他の半量を郡部三〇有余の群小業者で生産するという事情におかれていたため、合同することになると、市側の酒造家は既得の造石権とそれに伴う営業利益が俄かにプールされて、いやに淋しくなることを感じ、それに対して、とかく伸び悩みの郡部酒造家は、合同機運を歓迎するという相反の業態であったことから、いったん決議はされながらも、両者の歩み寄りが壁に突きあたり、進展を見ないでいたのである(山田滋朗氏記)。そこへ、大蔵省の整備方針が打出され、飯田税務署長森清一が、強力に一会社説を推し進めたため、市部の大手業者も大局的に前途を見透して、一本建ての実現にむかったのであった。

昭和一九年七月二七日には下伊那酒造株式会社が創立され、組合の投票によって酒銘を『喜久水』に統一、その年度から直ちに事業を開始した。資本金一二〇万円、一株払込五〇円で総数二四、〇〇〇株、郡市に造石権を持つもの三七軒の全員が参加した。それぞれの業者が自己の所有する造石権をすべて会社に提供し、実際には飯田市内の中央蔵、愛宕蔵、新町蔵、松尾の八幡蔵、山吹の山吹蔵、会地の駒場蔵だけを稼働して、それに多少の予備蔵を設けるという仕組みであり、稼働蔵の持主たちは製造関係の建物業具を現物出資し、敷地は会社に賃貸の形をとった。

会社設立発起人には宮島唯七、野原文四郎、加藤平八、田口政次郎、上柳喜右衛門ら選ばれ、初代社長に宮島が就任し、本社を上柳の蔵において発足した。爾後の社長は関川寛治、加藤義雄、浜島潮三らが歴任したが、本社では庶務、経理、販売の事務を総括的に処理し、年々の各蔵の醸造計画もそこで樹ててそれぞれに指示を發した。各蔵には工場長、副工場長、杜氏以下の従業員が配置されたが、工場長と副工場長には、従来の当該稼働蔵と関係のない人を選んだ。蔵に続いて存在する「家」と「会社」との区分を画然とし、会社運営と私的の混同を防がなければならなかったからである。家と工場の間には塀を建てめぐらすこともあるほどの慎重を期した。

全国的な注目を浴びながら、爾来、こんにちまで勿論坦々の道ばかりではなかった。たとえ終戦直後統制が解かれて、酒造業界に被整備者の復活運動が始まったとき、この会社のメンバーの中にも分離独立を考えるものがなかったわけではない。二二年の飯田大火で、市内殆んどの酒蔵が焼かれ、財産税や農地解放で、地主の力が根もとからゆさぶられることがなかったら、下伊那酒造(のち喜久水

酒造と改称)も、或は命脈を絶っていたかも知れないといわれている。

それが今日まで、ともかく成功をうたわれながら歩いて来、一〇〇名の従業員を擁し、関東甲信越地方最大のメーカーとなるまでに築きあげられたのは、かかって業界結束の成果である。今は、新局面開発のため、ガス入りの清酒「パンチメイト」にも手を染めたが、常務取締役野原三郎が「規模は確かに大きくなったけれども、なお知名度が低いため主産地との対抗がむずかしく、会社の小売がとざされているため、販売面での苦労も大きく、前進は必ずしも楽観されない」と語っていた。

酒の疎開と空襲下の蔵人たち

学徒動員、女子挺身隊出動、アメリカ兵サイパン上陸というような情報が相次ぐ中で、一九九年には米機の本土爆撃が始まった。軍部が本土決戦の覚悟を宣伝し始め、四、五〇歳の年輩者まで小学校庭に狩り出されて竹槍訓練をうけ、家庭婦人が防空帽をかぶってバケツの消火訓練を教えこまれ、松代の裏山に穴倉大本営を構築する頃になると、酒蔵の防空対策も考えなければならなくなった。

その頃の酒造には、もはや全く男の手がなくなってしまったため、近所の婦人たちを頼んで、酒造りをやっているところもあった。(塩入治右衛門氏談)。戦争の末期には、もう「女人禁制の酒蔵」などとはいっておれないのであった。万一の場合、そのような蔵働きの人々をどうして守るか、県もぬかりのない対策を急がなければならぬのである。

昭和二十年一月

長野県醸造試験場

本酒造年度醸造方針について

(前略) 敵機の来襲頻々たる真只中に迎えた本酒造期は自ら既往のそれ

とは異り、多事多難なるは勿論にして、これが従業員の心意気も前線勇



女人禁制の酒倉にも婦人が入って…

新体制的蔵内操作標準案

時刻	一般従業員	麴師	配師	醪師
5時	総起			
6		出麴		
7	朝飯	盛		} 槽掛
8			水麴	
9	甑取り			
10			配立	添仲留
11			暖気操作	
12	昼食			
13	米洗	床揉	粕ハナシ	
14		仲仕事		
15				
16				
17				
18				
19	晩飯			
20		切返仕舞仕事		
21	就寝			
22	燈火管制			

士に劣らざる特攻精神をふりかざして、日夜敢闘しつつあることは疑わ

この県通達が出されている頃、長野市などでは、既に、空襲の際の中枢市街を守るために防火線を構成すべく、そのあたりの建物疎開をおこなっていた。市内の味噌醸造家に対しては、蔵から味噌を運び出し、近隣の小学校庭に穴を掘って埋めることや、或は業者自体の屋敷内に埋めるとかの措置を講ずるよう指令が出され、酒についても、空爆をうけ易い都市部の製品は早目に買上げ、田舎の蔵にかくまうようとの指示が発せられた。二〇年五月九日のことである。

各酒造組合理事長殿

長野県酒販株式会社取締役社長 井出今朝平

清酒繰上げ買入に関する件

拝啓 さきに酒造組合理事長会議において清酒、合成酒を疎開の意味

を以て危険地域にある生産者より早出しをなし、そのために生ずる不均衡については販売会社において、繰上げ買入れにより調節方依頼これあ

ざるところである。然し若しそれ度重なる警報発令に心身ともにかき乱され、生産能力を減退し、不良品を招くが如きことあらば銃後食糧部門の生産増強を担当する吾々として、その罪万死に値いするものと思考せらる。寝む時には寝み、どこまでも冷静に事を処し、燃料に動力に労力に、食糧等国家の要請には飽くまでも呼応し、断じて違背せざらんことを固く誓って、本酒造年度を全うすべきである。今造るこの酒はやがて戦勝の祝酒となるやも図りがたく、各自あらゆる苦難を克服し、質において量において従来に勝るとも劣らざる皇国日本酒の醸造に渾身の努力を傾注せられんことを切望して止まぬ。

一、不用の電燈は必ず消す事。

二、蔵内の燈火管制は嚴重にし、空襲時もしくは火災発生時における各自の分担を予め定めおき、非常時にあわてざるよう訓練しておく事。

三、夜食の弊を改め、食物に対する不平をもらさざる事。

四、分析残渣の利用を実行する事。

五、各種比重計、温度計は予め正確なるものと照合して補正しておく事

り候間、早速調査の結果この際は第一四半期の割当て石数の半分を繰上げ買入れをなし、一石当り金二百円也を前渡致すことに相成候間、別紙清酒売渡契約書(略)など一件書類同封申上候。御調印の上来る五月十五日までに御郵送下されたく、右書類当社に致着次第御送金申上ぐべく

候。従て早出しに基づく不均衡等は適宜貴組合において御調整下されたく候。なお如才もこれなきこととは存じ候えども非常事態を御考慮に入れ、戦時火災保険付加等に依り万善の措置を期せられたく申添え候也。

前記、県醸造試験場が蔵人たちに発した燈火管制下の心得を見ると「今、諸君のつくっているその酒は、やがて、戦勝を祝うための酒になるであろうことを考えて、慎重に励まなければならぬ」といつている。国民の誰れもが、その時に到ってもなお、勝てると思いきまされていたのであった。

しかし、県のこの指令が出て六カ月後、県酒販会社が酒の疎開を始めて三カ月後、八月一三日には長野、上田、篠ノ井、丸子、須坂あたりまでも空襲されて、戦災戸数一一九、戦災者二七〇人、死者四〇人、負傷五一人におよび、幸い酒造家の被害はなかったけれども、八月一五日には、空しく無条件降伏に終わってしまったのである。

終戦の日、正にてんやわんや

昭和二〇年(一九四五)八月一五日無条件降伏の大詔をラジオ放送で耳にする、全くその瞬間まで、県下酒造家の中の或る者は、清酒造りはむしろ片手間にして、せっせとアルコール造りに励んでいた。「疎溜アルコールを大急ぎで造って、航空燃料を補給してやらなければ、必勝を期する特攻隊の勇士も飛び立てず、徒らに地上で唇を噛んでいる」と、頻りに尻を叩かれた(和田晋氏談)のである。

その春頃から、ガソリンが底を突いてしまった陸海軍では、俄かに、軍工場の蒸溜塔を酒造家に払い下げて、疎溜アルコールを造らせ、それを無水アルコールに持っていくこうとの政策を打出したのであった。勿論、信州だけに要請されたのではない。全国的に、或

る蔵は軍の指定工場となって、若い将校たちが乗り込み、サーベルを鳴らしながらケツを叩いた。或る蔵では、合成酒造りの設備を用いて、その要求にこたえなければならなかった。

一方、葡萄酒造りを指令された酒造家もある。電波探知機に使う酒石酸がなくなってしまったため、葡萄酒を造らせ、その工程の中から出てくる酒石酸を供出せしめようとしたのであった。こうして、敗戦前夜のどたん場における酒造界は、あれだこれだと殆んど無秩序に近い混頓が酒蔵を敵い、そして、それらの何れもが遂に実を結ぶことなくして、終戦を迎えたのであり、今は、蒸溜塔の残骸だけが空しく、県下の諸所に立っていた。敗戦の、その日の情況について、幾つかの談話を記録しておこう。

△長野県酒造組合副会長萩原直方氏談▽ 私は大蔵省醸造試験所の技官だったが、終戦二日前には戸倉の坂井銘醸の蔵にきていた。航空燃料が無くなったため、ヌカ、菊芋、熊笹の実、マンジュサゲなどあらゆる原料を使って疎溜アルコールをつくり、それを無水アルコールに仕上げていこうという計画が立てられ、それを現地で指導するために軍嘱として、坂井さんの蔵に来ていたのだが、終戦の二日前、急に本省から帰京命令が出て、引揚げることになった。陸軍航空本部や海軍軍需部で、酒造家に航空燃料をつくらせようとの計画が立てられたとき、大急ぎで、その技術を身につけた青年将校を育てあげ、それを全国の酒蔵へ監督官として派遣する必要がおこってきたため、私どもは青年将校の現地指導にあたらされたが、軍人は我々と食い物も違って、大いにサーベルの威力を示していた。

△駒ヶ根市三井毅氏談▽ 終戦の直前、県の醸造試験場が中心になって、塩尻の笑亀の工場を借り、県下から代表的な杜氏一二人をえらんで集め、軍用アルコール造りの講習会をひらいており、三本ぐらいのアルコールが見事にできあがった。ところが、それができあがって喜んだその途端に、終戦の大詔が下り、それ、ソ連軍が新潟に上陸してやって来るぞというようなデマが乱れ飛んだため、大急ぎで、できあがった三本のアルコールを全部近くの川へ押し流してしまった。上伊那の漆戸、養命酒、諏訪のダイヤ菊、飯田の喜久水、松本の紀文、坂城の花雫、佐久の千曲錦、長野の桜なみ、大町の福久蘭など、みんな軍の指定工場になって、アルコールをつくっていた筈だ。

△上田酒造組合和田晋氏談▽ 終戦の大詔を聞いた、ちょうどその時、私どもの造ったアルコール一車が、正に坂城駅を発車しようとしていた。横須賀の海軍工場へ積み出されたのだが、これはいけないと判断して、直ぐに発車を止め、蔵へ持ちかえってしまった。

た。あのとき、若し送り出していたら恐らく一車分のアルコールが、一文にもならず、フイになってしまっていたに違いない。

△長野市藤井益二氏談▽ 終戦前、私のところでは焼酎という名目でアルコールを海軍に出し、海軍では水割りにして飲んでほしいが、その代金がかかりたまっていた。そこへ敗戦の大詔をきいたので、これはいけない、下手をすると代金ももらえないぞと思って、大急ぎで横須賀へ飛びつけてみると、将校連中が酒を飲んでいて、そうか藤井か、お前のところではいい焼酎を送って呉れた、ありがたかったぞ、我々はここで今、大いに元気をつけて又一戦やるのだ、まだ戦争は終わっちゃいないぞと大変な氣勢で、すぐその場で小切手を書いてくれ、これでどうにか代金を受けとることができた。

△北安酒造組合薄井脩助氏談▽ 終戦直前、大町合成酒組合をつくって蒸溜塔を設備し、近隣農家に菊芋を委託栽培の上、ブドウ糖の配給をうけて、さて、いよいよ製造にとりかかろうという時、終戦になってしまった。菊芋の処分困って漬物にしたり捨てたりしたが、砂糖などというものが全くなっていた折柄なので、ブドウ糖はありがたかった。一部を近所の人にわけてやったら、鋸で切っているところを人に見られ「これは石鹼です」とゴマ化したが、ナメて見てばれてしまったというような笑話も忘れられない。組合としての合成酒はどうとう造らずにしまったが、池田の関恒夫さんは軍払い下げの蒸溜設備で多少造った。協会では終戦間に配給されたコメカで焼酎をつくり、いゝ名前のつけようもなかったもので、浅間温泉で宴会をやったときの芸者の名前「福助」というのをそのまま酒名にして売出し、一年だけは大いに儲かったが、それっきりで駄目になってしまった。

昭和二一年五月九日、酒造組合中央会の第一八回総会が箱根にひらかれた席上、伊藤保平会長は、その挨拶の中でつぎのように述べた。三年ぶりに、全国の府県聯合会会長が集まることができ、終戦後初めて顔をあわせたのであったが、全国で二一〇の酒造工場が空襲をうけ、灰燼に帰っていた。

△伊藤会長あいさつ▽ 顧みまするに、昨年五月京都で慌しい総会を開いた後、戦局いよいよ苛烈を極めました。本会は最後まで帝都の都心に踏みとどまり、ビルの二階以上が大延焼の厄にあいました。中であって、本会の事務所のみが幸いにして無事無災であったことはご同慶に存じます。しかし、各地の同業者中一二〇余の方々がかかられ、多年の苦心になる二一〇工場を設備製品ともども一朝にして灰燼に帰せられましたことは、重ねて御見舞申上げる次第であります。

昨年八月十五日、詔書を承諾いたしましたので、ここに戦いは終わりましたが、戦争でうけた痛手と惨禍は、一朝にして消えるものではありません。戦いは敗れて終わりましたので、敗戦日本に与えられた峻厳な憂き目は、わが国民を駆って、放心虚脱の状態に突きおとし、しかも、この幾年月を一層辛酸忍苦な生活の底に喘がしめるであろうことを、痛切に感じ、かつ覚悟しなければならぬのであります。必然の運命とは申しながら、まことに深憂に堪えないものがあります。